

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	不要資産は保有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	不要資産は保有していない。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	不要資産は保有していない。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○管理部門について、平成23年度より係長職1名の人員削減を行い、業務の効率化を図りつつ併任により対応した結果、人件費約800万円を削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○当研究所は国から無償で施設を貸与されており、資産は保有していない。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約状況の点検・見直しについては、</p> <p>①仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載し、特定の者が有利となる仕様にならない。</p> <p>②発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。</p> <p>③公告期間は、可能な限り土、日、祝日を除いて15日間を確保する。これらを踏まえ一般競争入札を実施しているところである。</p> <p>また、一者応札であった契約については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参入できるよう改善に努めている。</p> <p>【平成22年度実績】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等16,851,376円(92.7%)、競争性のない随意契約1,329,264円(7.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等7件(87.5%)、競争性のない随意契約1件(12.5%)</p> <p>【平成23年度実績】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等9,144,334円(87.7%)、競争性のない随意契約1,278,774円(12.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等5件(83.3%)、競争性のない随意契約1件(16.7%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 契約監視委員会において契約に係る事前・事後の審査、並びに会計監事による月次監査において、契約の適正性に関する事後評価を実施しているところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。</p> <p>また、調達情報については、競争性のない随意契約及び一般競争入札ともに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称及び契約金額について公表しており、競争性のない随意契約においては併せて再就職の役員数も公表している。また、HPの更新については、契約締結後に速やかに実施しているところである。</p> <p>なお、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け事務連絡)を受け、その内容をHPへ掲載し周知している。</p> <p>・当研究所においては、該当する特定関連会社、関連法人及び関連公益法人はない。</p> <p>・当研究所においては、当研究所の役員を経験した者が再就職している、又は課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当研究所との取引高が3分の1以上の一定の関係を有する法人との取引等はないが、公表対象となる取引等が発生した場合は、公表することとしている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人はない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○当研究所では、共用利用機器の相互利用に努め、コストの削減を図っているところであり、平成23年度においては、260千円を削減したところである。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ア) 他の独立行政法人と共通の外部委員で組織された契約監視委員会へに事前に諮り、契約方式及び仕様書について随時見直しを行っている。</p> <p>○イ) リース方式及び買い取りによる価格調査を行い、より安価な方法で契約を進めている。また、当研究所の検査機器(ヒューマンカロリーメーター等)を他の研究機関等へ開放し、有効活用を進めているところである。</p> <p>○ウ) インターネット等を通じ、他機関での購入実績(契約方式、契約金額、応札者数等)を情報収集し、契約時の参考としている。</p> <p>また、他機関から購入実績等に関する問い合わせがあった場合には、当研究所における契約実績を情報提供している。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○毎年、「国民健康・栄養調査データ入力業務」について、一般競争入札により契約を締結している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○会計監事による月次監査及び契約監視委員会にて、100万円以上(賃貸借は80万円以上)の契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容の審査を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○平成23年度の国家公務員の給与改定に準じて役職員の俸給月額を平均0.23%引き下げ、平成23年4月～平成24年3月分について、平成24年6月期の賞与にて減額調整することとした。 平成24年度の人件費については上記に加え、役職員の俸給月額、賞与、俸給の特別調整額について国家公務員に準じた減額措置(各々△4.77～△9.77%、△9.77%、△10%)を実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○給与については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。研究職員の人事異動、特に定年等による退職者の補充の際には、原則公募により、中途採用者や若い職員の配置などを進めるとともに、事務職員の人事異動の際には若い職員を配置するよう努め、改善を図る。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○理事長、理事及び監事の報酬については、個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、監事による監査及び評価委員会により、国の給与水準と比較して、年齢、地域、学歴面等から総合的に検証され適正であるとの評価を受けており、引き続き厳格なチェックを行う。なお、給与については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。研究職員の人事異動、特に定年等による退職者の補充の際には、原則公募により、中途採用者や若い職員の配置などを進めるとともに、事務職員の人事異動の際には若い職員を配置するよう努め、改善を図る。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○平成23年度に管理部門の効率化の観点から、人員を1名削減した。(影響額は約800万円) 平成24年度以降についても、人件費については毎年1%以上の削減を行い、一般管理費について平成22年度実績を基準に5ヶ年で10%以上の削減、業務経費についても5ヶ年で5%以上の削減を行うこととしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみである。また、旅費等の経費及び職員の諸手当は人事院規則等に準じ、国家公務員と同様の取扱を行っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○業務経費については、5ヶ年で5%以上の削減をすることとしており、研究機器の共同利用、外部委託の推進、研究機器のリース期間終了後に継続で再リースを行うなど、経費節減を図っているほか、入札基準の緩和、公告期間の拡大、仕様書の緩和等により透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○理事長による内部統制のもと、監事監査及び内部監査を毎年度実施し、運営状況等の把握に努めている。また、外部委員を入れた研究倫理委員会において研究の実施方法など研究計画内容の審査をおこない、個人情報保護等のコンプライアンスの確保に努めている。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○表示許可試験に係る手数料の改正に当たっては健康増進法施行令の改正を要するものであり、所管省庁である消費者庁において、現行の手数料の検討を行っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>協賛、寄附等が見込める事業はない。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○国民健康・栄養調査や食事摂取基準、研究成果等の社会還元を目的に、研究所監修による書籍等の出版を行い、自己収入の拡大に努めている。(平成22年度4,499,345円、平成23年度4,530,320円)</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○外部の学術有識者から構成する第三者委員会による効果的な外部評価の仕組み(外部評価委員会)は、独立行政法人化(平成13年度)されてから導入されており、委員は神奈川工科大学教授五十嵐脩外8名で構成されている。当委員会により中期目標達成に向けた年度事業計画及び実績について評価を受けており、健全な法人運営に努めている。また、評価実績については、5段階評価による評点方法で平均4以上の評価を得ている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○外部評価委員会において、中期目標の達成に向けた研究の実施状況等について評価を受け、その結果を次期事業計画等に適切に反映させるとともに、毎年度研究所のホームページ上で公表し、透明性のある法人運営に努めている。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○利益剰余金については、平成23年7月に全額(843百万円)返納を行った。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○不要な施設等はない。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○特許権の維持の是非については、特許の維持経費の適正化を図るために、見直しを不断に行っている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○一般管理費については、管理部門の職員の削減などにより平成24年度予算では前年度に比べて2.0%減としている。 ○清瀬地区、登戸地区の管理部門の一元化を図り、平成22年度において4名を削減し、さらに23年度に3名の事務職員を削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○東京事務所は保有していない。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○海外事務所は保有していない。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○職員研修・宿泊施設は保有していない。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○現時点で不要となる資産はないが、今後とも徹底した効率化を図る中で必要に応じて適切に対応してまいりたい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく具体的な取組として、以下の取組を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)公告期間を、開所日で10日以上、かつ入札説明会から開催日までの期間を考慮しつつ可能な限り長い期間を確保すること。 2)契約締結から履行開始までの期間や契約期間について、十分な期間を確保すること。 3)入札公告について、ホームページや研究所の掲示板だけでなく、他の掲載場所として厚生労働省本省の掲示板に掲示を行うこと。 4)入札業務について業者が検討を行いやすいよう、必要な事案については、可能な限り入札説明会・現場見学会を開催すること。 5)幅広く入札に参加できるように、仕様について、業者や製品が限定されないよう、同等品の提案を可能とする仕様にする。また、業務内容を考慮の上、過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和すること。 <p>平成22年度及び23年度の契約状況は以下のとおり (金額ベース(単位:円)) 22年度 一般競争等 666百万円(94.9%) 競争性のない随意契約 36百万円(5.1%) 23年度 一般競争等 625百万円(94.0%) 競争性のない随意契約 40百万円(6.0%) (件数ベース) 22年度 一般競争等 81件(94.2%) 競争性のない随意契約 5件(5.8%) 23年度 一般競争等 93件(93.9%) 競争性のない随意契約 6件(6.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のホームページに公表している。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく取組として、ホームページへの掲載及び入札公告への記載により当該取組を周知し、公表の対象となる契約がある場合には、適切に対応している。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○関連法人はない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○共同調達は実施していないが、下記により取組を進めている。</p> <p>○ア) 幅広く入札に参加できるように、仕様について、業者や製品が限定されないよう、同等品の提案を可能とする仕様としている。また、業務内容を考慮の上、過去の納入実績、請負実績等の条件の緩和を行っている。</p> <p>○イ) 研究に必要な機器は特殊なものであるため、購入によらざるを得ないものが多いが、調達に当たりリース契約が可能である場合には、費用対効果を検討の上、リース契約を活用する。また、研究施設及び保管機器等については、一部貸与を行っており、貸与できる研究施設等はホームページにおいて公開しているところである。</p> <p>○ウ) 調達に当たり、国内の他機関のホームページの調達情報等を確認し、同様の調達実績が確認できた場合には、仕様などを確認することとしている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした労働安全衛生研究所で行っている事業については、民間企業における実施は本質的になじまないため、官民競争入札等の予定はない。</p> <p>なお、一般競争入札を積極的に導入すること等により、経費削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○行政刷新会議公共サービス改革分科会において取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、一般競争入札を行っても一者応札となっている調達への改善に向け、以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札への参加資格について、過去の納入実績を求めるのは真に必要な場合に限り、さらに従前、当研究所への過去の納入実績を要件としていたものを要件としないことしたり、国又は他の独法での実績を要件としていたものを民間の研究機関での実績でも可とする等に緩和 ・入札公告について、当研究所の掲示板、HPのほか厚生労働省の掲示板にも掲示 ・入札公告期間について、所内規定で最低10日間としているところ、平均23日程度確保 ・履行期間について、見積を徴取した業者の納期よりも長期間を確保 ・他機関の調達情報等を元に参加可能性のある業者に参加を勧奨

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 総人件費については、第二期中期計画において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革の取組を平成23年度まで継続した。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。」としており、平成23年度の給与、報酬等支給総額は平成17年度比で26.8%減少した</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 平成23年度の役職員の給与水準は、国家公務員と比べ給与水準は低い。(職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標: 对国家公務員(行政職(一)98.9、对国家公務員(研究職)93.0) ○ 国の給与制度に準拠した給与制度としており、国の給与制度に準じた給与の見直しを行うこととしている。 ○ 第二期中期計画において、「今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とする」としており、今後5年(平成27年度末)までに概ね100.0となるよう改善を図ることとする。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPIに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 国の給与制度に準拠した給与制度であり、役員報酬規程等の関係規程をホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、給与水準の資料を提出する、役員報酬規程の改定時には説明を行う等により、厳格なチェックを実施している。 ○ 事務職員については、国の給与制度に準拠した給与制度のため適正な水準となっており、評価委員会では「事務職員の人事異動の際に年齢及び給与を勘案した配置について国に要請する…」旨の説明を行ったところ了解されているところである。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の策定後に定められた平成23年度からの第二期中期目標において、中期目標終了時まで、前中期目標期間の最終年度に比べて、一般管理費について15%程度、事業費について5%程度の額を削減することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は労働安全衛生法等に基づく健康診断に係る費用であるが、研究所は厚生労働省共済組合の一支部であるため、国の基準と同様である。 ○旅費及び職員の諸手当についても、国の制度に準じたものとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等については、研究計画の作成とヒアリング・評価を通じて、必要経費等精査し、これら手続きを経て策定された実行計画に基づき、適正な管理を行うこと等により、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○業務監査担当及び会計監査担当の2名の監事が置かれており、平成24年度においても、監査計画書に基づき業務監査及び会計監査の実施を予定している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○該当する事業はない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○該当する事業はない。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ホームページへの掲載やメールマガジン・開放特許情報データベースの活用、講演会等での広報に積極的に取り組むことにより、知的財産の活用等を通じた自己収入の確保に努めている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 該当する事業はない。なお、複数の候補案件からの選択を目的としたものではないが、外部評価の仕組みとして、研究の妥当性等を評価することを目的とした外部有識者から構成する外部評価の仕組みがある。</p> <p>外部評価の名称、仕組み等は次のとおり。①名称は外部評価(実施機関の名称は外部評価委員会)であり、独立行政法人化する以前から実施している。②外部評価委員会を任期2年間の委員15人以下で構成しプロジェクト研究を主たる対象としている。委員名簿は別紙のとおり。③別紙外部評価規程のとおり、外部評価委員会は年度ごとに1回以上開催して、プロジェクト研究等の課題について、事前評価、事後評価、中間評価等に分けた上で、各研究課題担当研究員による説明を基に「優れている。」等5段階評価を行いコメントを付する。④各委員のコメントへの対応については、担当研究員が研究計画の修正など指摘に対する措置・対応等を策定する。これら評価の実績についてはホームページ(http://www.jniosh.go.jp/)上で公表している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 該当する事業はない。なお、上記の研究の妥当性等を評価する外部評価の仕組みにおいて、事前評価、中間評価、事後評価を実施するとともに、評価結果を研究計画等の見直しや予算に反映させている。また、評価結果については、ホームページ上で公表している。</p> <p>外部評価の詳細は上記のとおり。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	勤労者退職金共済機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○松戸職員宿舍帳(簿価額:建物3円)については、23年3月31日に国庫納付(現物納付)済み。 ○越谷職員宿舍(帳簿価額:土地151,730,000円、建物12円)については、24年3月8日に国庫納付(現物納付)済み。 (越谷職員宿舍については、①隣地所有者との境界確定、②公道からの進入路の確保ができないため単独では売却できない等、国庫納付するために解決すべき問題が多数あり、関係者と調整を行ってきたため、国庫納付が予定より遅れたもの。) ○平成20年度に売却した川越職員宿舍の譲渡収入について、23年9月28日国庫納付(金銭納付)済み。 川越職員宿舍譲渡収入(69,700,000円)、譲渡に要した費用(1,852,935円)、 国庫納付額(67,845,065円)</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○松戸職員宿舍帳(簿価額:建物3円)については、23年3月31日に国庫納付(現物納付)済み。 ○越谷職員宿舍(帳簿価額:土地151,730,000円、建物12円)については、24年3月8日に国庫納付(現物納付)済み。 (越谷職員宿舍については、①隣地所有者との境界確定、②公道からの進入路の確保ができないため単独では売却できない等、国庫納付するために解決すべき問題が多数あり、関係者と調整を行ってきたため、国庫納付が予定より遅れたもの。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○上記(松戸職員宿舍、越谷職員宿舍、川越職員宿舍)以外の不要資産は無いが、引き続き毎年決算時において定期的に資産の状況を確認し、不要資産が生じた場合には処分するよう努めてまいりたい。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○「法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化」「清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化」「適格退職年金からの移行業務の終了時の担当組織の廃止」等により、管理部門経費の削減に努めている。なお、管理部門経費について補助金は支出していない。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○本部事務所については、速やかに本部を移転し、土地を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。 なお、当該土地・建物の売却については、現在、手続を進めている。 ○顧客サービス低下にならないための措置を講じつつ、全国8か所にある相談コーナーについて、2か所に削減する。 ○職員宿舍についてはすべて廃止している。</p>
3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○随意契約の見直し等については、随意契約等見直し計画(平成22年4月)に基づく取り組みにおいて、契約監視委員会の指摘も踏まえ、点検・見直しを行い、真にやむを得ない競争性のない随意契約を除き、一般競争入札等に移行した。 (参考)実績(平成22年度→平成23年度) (金額ベース) 一般競争等 (1,489,808,968円(67.5%)→1,499,149,337円(71.7%)) 競争性のない随意契約 (717,765,602円(32.5%)→592,877,979円(28.3%)) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 (138件(89.0%)→117件(80.7%)) 競争性のない随意契約 (17件(11.0%)→28件(19.3%))</p> <p>○一般競争入札等については、応札者の検討期間を十分に確保するため公告期間の改善、入札参加資格の緩和等を行い、一者応札・一者応募の改善に取り組んでいる。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約がある場合には、適切に対応する。</p> <p>またこのような措置を講ずることについて、機構のホームページや入札公告等にその旨記載している。</p> <p>なお、公表の対象となる契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	-
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	該当なし
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	-
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 業務に必要な物品の調達等の契約については、一般競争入札を積極的に導入すること等により、経費削減を図っている。(21年度の随意契約35件(997,287,037円)のうち、22年度は16件(56,781,877円)、23年度は7件(534,709,921円)が競争性のある契約に移行。)</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 「公共サービス改革基本方針」に基づき、随意契約の点検・見直しを行い、一般競争入札等に移行するとともに、一般競争入札等についても、応札者の検討期間を十分に確保するため公告期間の改善、入札参加資格の緩和等を行い、一者応札・一者応募の改善に取り組んでいる。(21年度の随意契約35件(997,287,037円)のうち、22年度は16件(56,781,877円)、23年度は7件(534,709,921円)が競争性のある契約に移行。)</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直します。</p>	<p>(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告を踏まえ、役員報酬基準及び職員給与の改定を実施 役員 <ul style="list-style-type: none"> ①給与について0.3%引下げ、②賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.15月引下げ 職員 <ul style="list-style-type: none"> ①給与について平均0.1%の引下げ ②55歳を超える副参事以上の職員について、俸給及び職務手当等の支給額を1.5%減額 ③賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.2月引下げ <p>・当機構の職員の勤務地は全員東京都特別区であり、東京都特別区に勤務する職員に支給する 特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めることとする。</p> <p>(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度人事院勧告を踏まえ、役員報酬基準の改定を実施 給与について0.5%の引下げ及び、国家公務員の給与特例法に準じて、①俸給月額②特別調整手当③期末手当④勤勉手当について9.77%の減額支給措置を平成24年4月から平成26年3月まで実施
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>年齢のみで比較した国家公務員の給与水準との比較(対国家公務員指数)では113.8となっているが、当機構の職員の勤務地は全員東京都特別区であり、東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準との比較では100.2となる。年齢・地域・学歴勘案では101.5とやや高くなっており、引き続き、人事院勧告に基づき給与水準の適正化を図るほか、年齢・地域・学歴勘案指数が100以下となるよう、以下の対応を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めることとする。 <p>平成24年度に見込まれる対国家公務員指数(推計)は次の通りである。</p> <p>年齢勘案: 113程度 年齢+地域+学歴勘案: 100以下</p> <p>将来的な給与水準是正の目標値を以下の通りとし、平成28年度を目途に達成することとしたい。</p> <p>年齢勘案: 110以下 年齢+地域+学歴勘案: 100以下</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○「独立行政法人の役職員の報酬・給与等について」として、毎年度、機構ホームページにおいて公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○役職員の給与については、毎年2月の監事監査において、国家公務員や民間(金融・保険業)の給与水準と比較して適正な水準にあるかをチェックするほか、給与水準を毎年度、評価委員会に提出して評価いただく等、事後評価においてチェックしており、引き続き厳格なチェックを実施する。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○清退共及び林退共の業務運営を行う組織について、24年度から業務運営を行う組織を一体化して清酒製造業・林業事業部を設置し、共済手帳の交付や退職金の支払いなどを行う業務課と経理を行う経理課を作り、それぞれの課で清酒製造業関係と林業関係の業務を併せて行うことにより効率化を図り、業務運営コストの削減を図った。 ○具体的な目標の設定については、現在検討中。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○法定外福利費の支出、給与振込経費、職員の諸手当とも、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○所要額の見積りについては、複数の者から取ることにより透明化を図るとともに、一括発注等、発注単位の見直し等により経費の削減を図る。また機構の毎年度の予算については、中期計画の予算の範囲内で各年度の予算を策定することから、その際各種の事業の必要額を厳しく精査し、経費の積算段階からの合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○コンプライアンス推進委員会を21年度に設置し、22年度にコンプライアンス基本方針を策定して法令遵守の意識を醸成させるとともに、監事監査と並行して法令規程等の実施状況について職員による内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	—
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	—
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○出版や研究開発は実施していないため、特許等による知的財産の活用による自己収入はない。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>6. 事業の審査、評価</p> <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件から選択を要する事業については該当する案件はないが、退職金共済事業が適切に運営されるよう、資産の運用について外部有識者からなる資産運用評価委員会による評価を行う等、第三者による効果的な外部評価の仕組みを導入している。</p> <p>資産運用評価委員会(平成14年12月設置) 評価者: 委員長 奥村明雄(一般財団法人日本環境衛生センター理事長) 委員長代理 米澤康博(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授) 委員 小粥泰樹(株式会社野村総合研究所金融市場研究センター長) 委員 鈴木豊(公認会計士) 委員 宮森正和(ミサワホーム株式会社常勤監査役)</p> <p>取扱事項: 前年度の資産運用結果の評価 評価の仕組み及び実績例(以下は22年度の資産運用結果に対する評価の例。(毎年度実施)) ①22年度の資産運用結果について聴取・質疑(第1回委員会) ②「資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書(案)」を審議(第2回委員会) ※同報告書を取りまとめ、独立行政法人評価委員会に報告・公表 ③22年度の資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価を審議(第3回委員会) ④22年度の資産運用結果に対する評価報告書を取りまとめ、公表 ⑤22年度の評価報告書における指摘事項の対応状況を審議(24年度第1回委員会)</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 評価結果については資産運用に適切に反映させるとともに、評価報告書、評価結果の反映状況等についてHP上で公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により国庫納付。 ○旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を国庫納付。 ○岩手1号職員宿舎については、平成23年10月に用途廃止を行ったところであり、今後売却手続を行い、譲渡収入を国庫納付することとしている。 ○富士見職員宿舎については、平成24年5月末までに職員の退去が完了したところであり、今後、用途廃止を行い、売却後、国庫納付する予定。なお、用途廃止等の手続きに当たっては、隣接する旧能開機構職員宿舎(現入居者退去後用途廃止予定)と設備を共用しているものがあるため、調整が必要である。 ○中野地域職業訓練センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入290,713千円を国庫納付した。 ○生涯職業能力開発促進センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入等5,341,835千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 6,281,001千円) ○佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部については、平成23年9月27日に譲渡収入234,233千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 206,183千円) ○国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円については、平成23年10月3日に国庫納付した。 ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成23年9月末約63,404,991千円)のうち、厚生労働大臣が宿舎等業務に必要と認めた額を除く35,627,660千円については、平成24年1月10日に国庫納付した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により、旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を金銭により国庫納付した。(再掲) ○中野地域職業訓練センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入290,713千円を国庫納付した。(再掲) ○生涯職業能力開発促進センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入等5,341,835千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 6,281,001千円)(再掲) ○佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部については、平成23年9月27日に譲渡収入234,233千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 206,183千円)(再掲) ○国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円については、平成23年10月3日に国庫納付した。(再掲) ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成23年9月末約63,404,991千円)のうち、厚生労働大臣が宿舎等業務に必要と認めた額を除く35,627,660千円については、平成24年1月10日に国庫納付した。(再掲) なお、売却できなかった施設等については、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)の規定に従い、施行の日(平成23年10月1日)に現物(国際能力開発支援センター、私のしごと館等)により国庫納付した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○生涯職業能力開発促進センターほかの譲渡収入等5,341,835千円を平成23年3月31日に国庫納付した。(再掲) ○公共職業能力開発施設について、秋田センター外8施設の借地の一部の返還を行った。(処分面積62千㎡)</p>
<p>2. 事務所等の見直し</p>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○平成23年10月1日の廃止法施行に伴い、平成23年度末に本部を幕張に移転、集約化を行い、本部の年間借料等(781,842千円)を削減した。(平年度ベース)</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 岩手1号職員宿舎については、平成23年10月に用途廃止を行ったところであり、今後売却手続を行い、譲渡収入を国庫納付することとしている。(再掲) ○ 富士見職員宿舎については、平成24年5月末までに職員の退去が完了したところであり、今後、用途廃止を行い、売却後、国庫納付する予定。なお、用途廃止等の手続きに当たっては、隣接する旧能開機構職員宿舎(現入居者退去後用途廃止予定)と設備を共用しているものがあるため、調整が必要である。(再掲) ○ 平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約を行った。(再掲) ○ 保有宿舎(職員宿舎) 【すべての宿舎】 旧(独)雇用・能力開発機構の法人設立時(532施設)に比して、平成24年6月1日時点で255施設(47.9%)を廃止。 【木造(戸建て)宿舎】 旧(独)雇用・能力開発機構の法人設立時(461施設)に対して、平成24年6月1日時点で247施設を廃止。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき一般競争入札等へ移行しており、一般競争入札等の金額ベースの実績は、平成20年度29.5%に対して平成23年度は83.2%、件数ベースの実績は、平成20年度56.6%に対して平成23年度は85.2%となっている。 一者応札・応募となった契約については、平成21年7月に策定した「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、公告方法及び契約準備期間の確保等の改善に向けた取組を行っている。</p> <p>平成22・23年度の契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 平成22年度 一般競争等3,849,143千円(80.3%)、競争性のない随意契約943,481千円(19.7%) 平成23年度 一般競争等8,768,689千円(83.2%)、競争性のない随意契約1,775,750千円(16.8%) (件数ベース(単位:件)) 平成22年度 一般競争等210件(72.2%)、競争性のない随意契約81件(27.8%) 平成23年度 一般競争等941件(85.2%)、競争性のない随意契約164件(14.8%) ※平成23年度は、平成23年10月1日の旧雇用・能力開発機構業務の統合に伴い、契約件数及び金額が増加しているものである。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 予定価格が100万円(賃借料又は物件の借入の場合は80万円)を超える契約について、契約の相手方及び契約金額等を機構ホームページに公表している。</p> <p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(H23.6.3付内閣官房行政改革推進室長)に基づく公表については、平成23年7月1日以降に入札公告を行う契約から実施している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 雇用促進住宅の管理運営については、平成19年度までは(財)雇用振興協会との随意契約により委託を行っていたが毎年度すべて精算を行っており、剰余が発生する場合には機構に返納した。</p> <p>平成20年度以降は随意契約を見直し、競争性のある入札方式に移行し事務管理費を除くその他業務費については、すべて精算を行っている。このため、過剰な剰余金が生じる構造とはなっていない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 事務の効率化及びコスト削減を図る観点から、各地方施設で調達手続きを実施していた事務用消耗品及びレンタカーについて、平成22年度から、本部において、一般競争入札(最低価格落札方式)による一括調達(単価契約)を行い、調達事務の効率化を図っている。</p> <p>また、コスト削減の観点から、一括調達等について、民間企業における購買・調達部門経験者と意見交換を行い、実施の可否について検討を行うなどの取組を行っている。</p> <p>該当なし</p> <p>○ 基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務について、公共サービス改革法に基づく市場化テストの対象とする。(契約期間:平成29年4月から平成34年3月までの5年間で予定)</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○事務の効率化及びコスト削減を図る観点から、各地方施設で調達手続きを実施していた事務用消耗品及びレンタカーについて、平成22年度から、本部において、一般競争入札(最低価格落札方式)による一括調達(単価契約)を行い、調達事務の効率化を図っている。</p> <p>また、コスト削減の観点から、一括調達等について、民間企業における購買・調達部門経験者と意見交換を行い、実施の可否について検討を行うなどの取組を行っている。(再掲)</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○役員の本俸月額については、平成24年5月より、国の給与改定に準じて引き下げた。また、臨時特例措置分については、平成24年5月より、国に準じて実施した(平成24年4月の影響額に相当する額については、平成24年度の賞与で調整予定。)</p> <p>○職員の俸給月額については、平成24年5月(一般職にあつては6月)より、国の給与改定に準じて引き下げた。また、臨時特例措置分については、平成24年5月(一般職にあつては6月)より、国に準じて実施した(平成24年4月(一般職にあつては4月及び5月)の影響額に相当する額については、平成24年度の賞与で調整予定。)</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○平成18・19年度に、俸給の大幅引下げ(役員△7%、職員平均△4.8%(中高年層最大約△7%))、昇給幅の細分化と昇給抑制、手当制度の見直し等の思い切った給与構造改革を実施した。</p> <p>平成22年度において、在職地域・学歴構成による要因を勘案した対国指数は100.0ポイントとなったが、平成24年4月1日に本部事務所が東京都特別区から千葉市へ移転したことにより、地域・学歴勘案で110.0ポイントとなった。</p> <p>今後は、新機構として、平成24年度に指数を103ポイント程度(年齢勘案)とするため、以下の措置を講じたところであり、引き続き給与水準の適正化に努めてまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則55歳を超える職員について、俸給月額及び職務手当等の支給額を一定率で減額(▲1.5%) ・次期昇給期における昇給号俸数の抑制
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPIに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」の記載要領に基づき公表を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 機構職員の給与水準については、国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由及び給与水準の適切性の検証結果などを点検するとともに、適切な給与水準を目指した給与の見直し状況や今後の見直しについて、平成24年4月に監事監査を行った。 なお、平成23年度の給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)は107.6ポイントであり、平成24年度に103ポイント程度(年齢勘案)にすることを目標として引き下げに取り組むこととしており、引き続き給与水準の見直し状況を注視し監査することとしている。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 廃止法に基づき、業務や施設を徹底してスリム化した上で機構に移管し、組織・人員の効率化を図り、両機構の管理部門209人から、183人(平成24年4月1日)に26人削減した。 ○ 職業能力開発業務の移管を受けても、役員法定数(8人)は増員していない。 ○ 地域障害者職業センターの管理事務については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化。 ○ 職業能力開発業務等に係る予算については平成21年度107,395,657千円を、平成24年度予算59,858,984千円と大幅に削減。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 給与振込口座について、原則1口座に限るものとした。(平成22年11月から実施) ○ 海外出張旅費については、国家公務員に準じた取扱いを実施している。 なお、出張旅費については、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務移管を機に、「府省共通システム利用開始時に実施する措置」(「旅費業務に関する標準マニュアルVer.1-1」別添2)に基づき、日当を減額した。 ○ 法定外福利厚生費の見直しについて、平成23年度から互助組織に対する法人からの支出を廃止した。 ○ 法人独自の手当である職業訓練指導員手当については、平成23年度に支給割合を10%から5%に引き下げた。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 新規の事業費等の予算計上については、所要額の見積りの根拠を明確にして、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、透明化、合理化を図っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○コンプライアンスの確保については、コンプライアンス推進体制を整備するとともに、「行動規範」の策定、コンプライアンスマニュアルの作成及び活用、職員研修の実施等を行ってきたところ。</p> <p>○機構のコンプライアンスに関する監査を更に的確に実施するため、以下のとおり平成23年4月に内部監査実施体制を見直した。</p> <p>平成22年度 監査室職員、総務部総務課・職員課職員、経理部会計課職員、職業リハビリテーション部管理課職員</p> <p>平成23年度 監査室職員、総務部総務課・職員課職員、経理部契約管財課職員、職業リハビリテーション部管理課職員、総務部コンプライアンス推進課職員</p> <p>○平成23年10月の新法人発足時に、旧高障機構が設置していた監査室を内部監査業務を専任で行う独立した「内部監査室」に組織替えし、内部監査専任の職員を増員することにより、機構のコンプライアンスに関する内部監査を的確に実施する体制を強化した。</p> <p>平成23年度上半期(旧法人) 監査室 3人 (監事の事務処理も兼務) 平成23年度下半期(新法人) 内部監査室 8人</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校等で実施する指導員訓練及び高度技能者養成訓練(学卒者が対象)については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に定める標準額に準じて設定しており、標準額が変更された場合は、同様の措置を講ずることとしている。なお、閣議決定以降標準額の変更はなされていない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○他法人における活用事例等の情報収集を行い、自己収入の拡大に向けた検討を行う。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○他法人における活用事例等の情報収集を行い、自己収入の拡大に向けた検討を行う。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>6. 事業の審査、評価</p> <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○適正な業務の推進に資するため、外部の学識経験者及び専門家等により構成される外部評価委員会を設置し、業務実績について評価を行っている。</p> <p>【外部評価委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入時期：平成15年10月1日 ・対象事業：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条及び附則第5条に規定するすべての業務 ・構成：学識経験者等の外部評価委員6名 ・評価実績：平成23年度の評価結果については、全18事業区分のうち、5事業区分で「S」評価、その他の13事業区分については「A」評価。 <p>なお、職業リハビリテーション業務及び職業能力開発業務の評価に関する専門的及び技術的事項を審議するため、外部評価委員会に学識経験者等により構成される職業リハビリテーション専門部会(8名)及び職業能力開発専門部会(13名)を設置している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○外部評価委員会の評価結果は、機構内LANにより全職員に直接周知し、それぞれの職場、職務での業務の点検、改善を図っているほか、外部評価委員会の指摘事項については、機構としての具体的な対応方針を作成し、確実に実行するなどPDCAサイクルの徹底を図っている。また、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、外部評価委員会の評価結果等については、ホームページ等において積極的かつわかりやすく公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	(独)福祉医療機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○長寿・子育て・障害者基金(基金分278,710,000千円＋債券売却益10,939,713千円)は平成22年11月、戸塚宿舎(214,277千円)は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了。公庫総合運動場(国庫納付申請時簿価額559,200千円)は平成24年1月、千里山田宿舎(国庫納付申請時簿価額15,898千円)は平成24年3月に国庫納付を完了。宝塚宿舎及び川西宿舎(売却額90,800千円)については、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、当初予定していた現物納付が困難となったため、関係機関と協議のうえ、平成24年5月に資産売却した。現在、国庫納付(金銭納付)について厚生労働省と調整中である。その他東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成22年度及び23年度に入居者に対し宿舎の退去に係る説明会を実施した。また、年金担保貸付勘定の利益剰余金及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等については、業務廃止後、国庫納付する予定である。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○長寿・子育て・障害者基金及び戸塚宿舎については、平成22年度に売却し金銭納付を行った。公庫総合運動場及び千里山田宿舎は平成23年度に現物納付を行った。宝塚宿舎及び川西宿舎については、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、当初予定していた現物納付が困難となったため、関係機関と協議し、平成24年5月に資産売却した。平成24年度に国庫納付(金銭納付)を行う予定。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○長寿・子育て・障害者基金勘定に係る平成21年度末利益剰余金(金融資産、平成21年度末簿価額2,480,096千円)について平成23年3月に金銭納付を行うとともに、平成22年度利益剰余金(金融資産、平成22年度末簿価額2,329,957千円)についても、平成24年1月に金銭納付を行った。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し事務所スペースを削減(150㎡)した。(平成23年4月1日賃貸契約変更済) ○平成24年度の本部事務所の賃貸借契約の更新においては、事務所オーナーと賃料交渉を行い、賃借料の引き下げに合意した。その結果、年間29,460千円の賃借料削減を行う予定。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 戸塚宿舎は(214,277千円)は、平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了。千里山田宿舎は平成24年3月に国庫納付を完了。宝塚宿舎及び川西宿舎については、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、当初予定していた現物納付が困難となったため、財務省及び厚生労働省と協議のうえ、平成24年5月に資産売却した。現在、国庫納付(金銭納付)について厚生労働省と調整中である。その他東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成22年度及び23年度に入居者に対し宿舎の退去に係る説明会を実施した。</p> <p>○ 平成24年度の本部事務所の賃貸借契約の更新においては、事務所オーナーと賃料交渉を行い、賃借料の引き下げに合意した。その結果、年間で29,460千円の賃借料削減を行う予定。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表し、着実に実施しているところである。同計画では随意契約の目標を6件としており、平成23年度において同計画の目標を達成したところである。</p> <p>≪平成22年度実績≫ (金額ベース(単位:千円)) 一般競争入札等 1,174,384千円(72.5%) 競争性のない随意契約 445,157千円(27.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等 42件(85.7%) 競争性のない随意契約 7件(14.3%)</p> <p>≪平成23年度実績≫ (金額ベース(単位:千円)) 一般競争入札等 783,308千円(93.8%) 競争性のない随意契約 51,878千円(6.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等 44件(88.0%) 競争性のない随意契約 6件(12.0%)</p> <p>○ 一者応札・応募に係る対応については、ホームページにおいて公表済みである「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図った。</p> <p>[1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策] ・公告期間を原則として10営業日以上とすること(国における「予算決算及び会計令」等においては10日(暦日)間) ・資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件(官公庁の業務実績等)を設定しないこと 等</p> <p>○ 契約の競争性・透明性を確保する観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等にかかる仕様書の内容等について点検を受け、更に、「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成22年5月26日総務省行管局長から各府省官房長宛て事務連絡)により、平成22年度以降においても引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置することとされたことから、平成23年度においても平成24年2月24日に同委員会の点検を受けている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況に関して契約監視委員会においてフォローアップを受けた。その結果については、総務省に報告するとともに、法人のホームページに公表している。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡)が発出され、平成23年7月1日以降の入札公告に係る契約等から、契約の相手先に係るOBの再就職情報等を公表することとされたことを踏まえ、ホームページにおける周知及び入札公告等への記載等の措置を講じている。</p> <p>なお、これまでの間、公表に至った例はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	該当なし
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	該当なし
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	該当なし
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	該当なし
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○調達の効率化等については、業務システム最適化の推進によるシステムの調達コスト削減や機構の各事業の業務案内に係るパンフレット等の印刷について、複数種類のパンフレット等の同時発注(一般競争入札)による調達コスト削減を実施している。</p> <p>○なお、経費削減の取組みについては、平成23年度において、次のとおり実施(合計15,451千円)しており、今後も継続的に努力していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。(対前年度削減額 約903千円) ・コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷等により、コピー機保守料を削減した。(対前年度削減額 約2,795千円) ・組織の見直し(大阪支店の管理部門廃止)に伴い、事務所賃借面積の見直しを行い、大阪支店の事務所賃料を削減した。(対前年度削減額 約8,787千円) ・旅行パックの利用等により旅費を削減した。(対前年度削減額 約2,966千円)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、以下の措置を講ずることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(△9.77%) ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①本俸 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77% 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77% 係員(2～1等級) △4.77% ②役職手当 一律△10% ③期末手当及び奨励手当 一律△9.77% ④本俸に連動する手当等の減額支給 特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び奨励手当を除く)の月額 は、減額後の本俸等の月額により算出
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度 全職員の昇給を停止 国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～23年度 組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10) ・平成22年度 管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%) ・平成23年度 中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%) <p>○今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成24年度においては更に以下の取組を実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1.本俸 <ul style="list-style-type: none"> ① 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77% ② 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77% ③ 係員(2～1等級) △4.77% 2.役職手当 一律△10% 3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等 ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施(国△1.5%・機構△2.0%) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 <p>なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度(平成25年度公表)における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。 (平成24年度における対国家公務員指数は116.4ポイント程度、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.5ポイント程度となることが見込まれる。)</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPIに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、役員の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、個別の額を公表している。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査においては、監査重点項目として、平成24年度までにラスパイレズ指数を概ね100とする目標に対し、22、23年度に講じた措置等を検証しつつ、給与水準の状況につき監査を行った。 また、厚生労働省独立行政法人評価委員会においても、評価委員会が特に厳正に評価する事項として事後評価が行われた。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 次期中期目標期間(平成25年度～平成29年度)における効率化目標については、過去の効率化の実績を踏まえ、平成24年度に策定する次期中期目標・中期計画に織り込む予定である。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、事業部への予算配分、期中管理及び実績報告を経営企画会議を通して行うことで適切に執行している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査業務を的確に実施するため、平成21年度より監査室の理事長直属化を実施し、平成23年度においては、従来の内部監査業務とQMS監査業務を監査室に一本化することにより、監査の高度化及び効率的な監査を実現することが可能となった。 また、平成22年4月に法令等の遵守に関する規程を制定し、同規程に基づくコンプライアンス委員会を設置するとともに、関係法令等の遵守のために内部通報制度を定めた。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ セミナー等に係る自己収入の確保については、中期計画において「実費相当を上回る自己収入を確保する」ことを目標として、①毎年度セミナー開催に要する費用を把握しセミナー受講料の妥当性を検討、②受講者数の増を図るためにPR、企画内容の充実を実施、③セミナー運営コストのさらなる効率化の推進等に取り組んでいる。 ○ 基本方針において、平成23年度には「民間へのノウハウの普及を行うことを検討する」としており、民間のニーズ状況の把握とこれに対応したノウハウ普及のためのプログラム案を平成23年度に策定した。当該プログラムについても受益者の応分の負担を考慮しつつ、引き続き自己収入(平成23年度実績額40,302千円)の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	該当なし
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	該当なし
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 社会福祉振興助成事業においては、助成事業の採択に当たり、医師、NPO関係者、福祉分野を中心とした大学教授など20名の外部有識者からなる「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」において選定方針を定め、公表するとともに、当該選定方針に基づき同委員会において応募団体からの申請内容について審査・採択し、事業を厳選している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 社会福祉振興助成事業においては助成事業の進捗状況等を確認するため、事業の中間時には進捗状況調査を実施し、必要に応じて、助成決定の変更や取り消しを行うこととしている。 また、助成事業の選定結果については、機構ホームページで速やかに公表するとともに、事後評価についても、事業評価報告書に取りまとめ、ホームページで公表することとしている。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 管理部門の事務職員の定年後の不補充、非常勤職員の削減など、管理部門の効率的な運営を図っている。(職員数の減 平成22年4月1日現員:256人→平成23年4月1日現員:240人→平成24年7月1日現員:225人)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし

基本方針の記載	具体的な見直し状況
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約等見直し計画に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施している。また、一者応札・応募となった契約については、「一者応札・一者応募に係る改善方策について」(平成21年7月24日策定)に基づき、公告方法や入札参加条件等の改善を図り、競争性、透明性が確保できるよう努めている。</p> <p>(平成23年度契約状況) (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等673,120千円(74.9%)、競争性のない随意契約225,421千円(25.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等36件(51.4%)、競争性のない随意契約34件(48.6%)</p> <p>※なお、競争性のない契約(随意契約)については、34件中24件が毎月支払われる電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は10件、母数(契約総件数)は46件となり、競争性のある契約割合は78.3%となる。</p> <p>(金額ベース(単位:千円)) 一般競争等673,120千円(85.2%)、競争性のない随意契約116,932千円(14.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等36件(78.3%)、競争性のない随意契約10件(21.7%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>○ 会計規程第33条の2に基づき、予定価格が100万円を超える契約について、当法人のホームページに掲載し、公表している。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 該当する契約が締結された際は、平成23年6月3日付内閣官房行政推進室長事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に基づき、公表することとしている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。	○ 類似の事業類型はない。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	該当なし
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 既に随意契約や一者応札の見直しについては実施しているところだが、「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、調達の効率化や経費の削減ができるように努める。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	-
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。	○ 平成23年度のラスパイレス指数は95.7であり、引き続き給与水準の適正化に努めている。
<p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 総務省の方針に基づき、当法人のホームページで公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準については、国家公務員に準拠した給与改定を行っており、監事による監査、評価委員会による事後評価において、給与改定の内容について厳格なチェックを受けている。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 管理部門の事務職員の定年後の不補充、非常勤職員の削減などの管理部門の効率化を図っており、また平成24年度計画においても、常勤職員の計画的な削減、定年退職後の不補充などを引き続き実施する目標を設定している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 国家公務員に準拠して支出を行っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 運営費交付金については、原則、算定ルールに基づき所要額を算出しており、引き続き、透明化、合理化を図っていく。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 平成21年度から内部監査を実施しており、23年度には内部監査等を専門で行う「監査室」を設置し、24年度も内部監査計画に基づき、内部監査を実施する。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 保有する資料等を有償刊行物として頒布している。23年度には新たに4種類を頒布し、さらに毎年数種類ずつ有償刊行物を作成し、自己収入の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あきらめない支援 1,000円 ・地域移行を推進するための職員ハンドブック1,000円 ・障害者施設等で働く人のための摂食・嚥下の基礎知識600円 ・「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書 5冊セット8,000円 1冊2,000円

基本方針の記載	具体的な見直し状況
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ のぞみの園が実施している事業については、第三者評価機関により、概ね3年に1回評価を実施しているとともに、第三者の有識者等から意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を毎年度開催している。</p> <p>【名称】 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営懇談会</p> <p>【導入時期】 平成20年度</p> <p>【開催日】 平成23年9月29日、平成24年3月21日</p> <p>【出席者】 石綿 和夫 高崎市福祉部長 大竹 宏明 (独)高齢・障害者雇用支援機構群馬障害者職業センター所長 佐藤 進 前埼玉県立大学学長 立花 恭彦 国立のぞみの園保護者会会長 中崎 敏雄 弁護士 花岡 卓二 重症心身障害児(者)施設はんな・さわらび療育園副園長 松本 源治 乗附地区区長会長 三津田 和行 社会福祉法人はるな郷理事長 柳澤 昭子 通所利用の保護者</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 評価結果等については、厚生労働省独法評価委員会に報告するとともに、当法人のホームページで公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	労働政策研究・研修機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 政府出資金(一般勘定及び雇用勘定における不要資産(336,746千円))については、平成23年9月22日付で国庫納付を行った。</p> <p>○ 労働大学校の国への移管については、労働安全衛生総合研究所との統合と併せて実施することとし、移管に向けた具体的な内容の検討を行っているところである。</p> <p>○ 政府出資金(借上宿舍の敷金:金額精査中)について検証し、不要と認められるものについては、平成24年度中に国庫納付することとしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 労働大学校の国への移管については、労働安全衛生総合研究所との統合と併せて実施することとし、移管に向けた具体的な内容の検討を行っているところである。(再掲)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 有効活用を図る観点から、平成23年度より知的財産権の管理を行う部署を一元化し、機構の保有する商標権等について管理体制の強化を図った。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 霞が関事務所について、平成22年12月をもって廃止した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 同上</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 労働大学校の施設の有効活用を図るため、以下の取組を新たに実施している。</p> <p>① 平成23年5月より、厚生労働省と文部科学省が連携して実施している東日本大震災により被災した新卒者などの首都圏における就職活動支援に協力するため、就職活動のために宿泊が必要な被災学生等を対象に、労働大学校の宿泊施設の一部を無料で提供し、さらに、受講希望の宿泊者に対し、研修及び研究を通じて得られた知見を活用して、就職支援のためのセミナーを実施すること。</p> <p>② 厚生労働省が実施する被災した新卒者向けの就職面接会についても、労働大学校の施設の一部を会場・宿泊施設として提供すること。</p> <p>(23年度の実績)</p> <p>宿泊者数: 延べ321人、857人泊 セミナー: 16回実施(延べ143人受講) 就職面接会: 4回実施(延べ238人参加)</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画(平成22年4月策定)」に基づき、随意契約による真に止むを得ないもの以外について一般競争入札へ移行すべく取組を行ったところ、競争性のない随意契約が目標の18件に対し平成22年度のフォローアップベースでは17件と、既に目標を達成している状況にある。</p> <p>(平成22年度:実契約金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等 466,574,384円(77.2%)、競争性のない随意契約 119,739,442円(19.8%) (平成22年度:実契約件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等 70件(76.9%)、競争性のない随意契約 21件(23.1%)</p> <p>○ また、平成23年度のフォローアップベースでは14件であり、引き続き目標を達成している状況にある。</p> <p>(平成23年度:実契約金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等 563,741,664円(88.4%)、競争性のない随意契約 74,239,251円(11.6%) (平成23年度:実契約件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等 76件(77.6%)、競争性のない随意契約 22件(22.4%)</p> <p>○ 今後も契約監視委員会の意見等を踏まえ、一般競争入札への移行や、契約の必要性の精査の取組を行うこととする。</p> <p>○ 一者応札・応募となった契約については、入札説明書を受け取りに来た業者で、その後入札参加の辞退を申し出てきた業者に対して辞退理由の聴取を行い、その辞退理由が、入札の参加要件や入札までの期間等の問題であった場合、改善のできる事項を次回の入札に反映させるようにしている。入札公告の期間については22年度から、従前の休日を含めて10日間であったものを、営業日で12日間としており、さらに公示期間終了から入札日までの期間を1週間程度を目安に長くすることで、入札までの業者側の準備ができないことを理由とする辞退を減らす工夫をしている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 機構において締結された契約についての改善状況を、契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構ホームページに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」(平成23年6月3日付け事務連絡)に基づき、一般競争入札等において、機構ホームページ等に掲示する入札公告に、入札により契約相手方として決定した法人に対して、機構OBの再就職の有無を確認する旨を記載し、入札後の契約の段階で再就職の実態があると回答した法人に対しては、財務諸表の提出を求め、年間における機構との取引額が、当該法人の年間の売上高の相当数を占めると判断された場合は、機構ホームページ上で公表するなどの対応を行うこととしている。</p> <p>ホームページ・入札公告での掲載状況は別添参照。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 従前は3種類の定期刊行物についてそれぞれ入札を行い、不定期に出される研究報告書の類は、その都度随意契約で発送を委託していたが、平成22年度に、発送関係業務の一元化に取り組み、これらをまとめて入札を行った結果、年間の経費は前年度に比べ、927千円の削減効果があった。さらに、平成23年度からは、印刷関係の発注業務についての一元化を検討しているところである。また、価格調査にあたっては、物価資料だけでなく、できるかぎり国や他の独立行政法人の購入実績を確認し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 労働大学校の施設の管理運営業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、民間競争入札を実施した(平成21年度から3年間の契約期間)。</p> <p>○ 労働大学校に係る土地建物を国庫納付した後は、厚生労働省において引き続き、民間競争入札を実施することについて検討することとしている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年4月に公表された「公共サービス改革プログラム」に基づき、競争性・透明性の確保など、調達の改善等に取り組んでいる。特に消耗品等の共同調達や競り下げの実施について、国等による競り下げの試行実施の結果も踏まえつつ、平成24年度の調達案件への適用を検討しているところ。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。</p> <p>平成24年5月から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の本俸の引下げを実施した(平均▲0.5%)。 ・役員の報酬について、本俸・期末手当・勤勉手当等の減額を実施した(平成26年3月までの間、▲9.77%)。 <p>※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整</p> <p>平成24年6月から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の本俸の引下げを実施した(平均▲0.23%)。 ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した(平成26年3月までの間)。 <p>※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本俸(行(一)相当職員) <ul style="list-style-type: none"> ※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 1級(国の7級以上相当) ▲9.77% 2級～4級(国の3級～6級相当) ▲7.77% 5級～6級(国の1級～2級相当) ▲4.77% ② 職務手当 一律▲10% ③ 特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額、減額後の本俸等の月額により算出 ④ 期末手当・勤勉手当 一律▲9.77%
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 事務職本俸の2%削減(平成16年度より実施)、事務職の職務手当支給率の削減(部長:20%→15%、課長15%→10%、課長補佐8%→6%、平成16年度より実施)後の額を基準とした定額化(平成22年度より実施)、事務職(一部管理職)の給与引き下げ(平成22年度より実施)を継続して実施したこと、平成23年度においても事務職(課長補佐以上)を対象とした1号俸昇給抑制期間を延長したことなどにより、平成23年度の給与水準は地域・学歴を調整した指数において国家公務員とほぼ均衡している。</p> <p>当機構の職員数は少数であることから、給与水準は国家公務員の人事交流により影響が生じやすく、給与等を勘案した配置を引き続き要請するとともに、今後も国家公務員の給与減額支給措置を踏まえることにより、平成24年度には、対国家公務員指数の年齢勘案で概ね115.0、年齢・地域・学歴勘案指数で概ね100.0とするよう改善を図ることとする。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、機構及び厚労省のホームページに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 機構の理事長・理事及び監事等の報酬については、役員報酬規程のほか、毎年度の報酬及び退職手当の支給状況をホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 役職員の給与水準の妥当性等に留意した監査を行うため、平成24年5月に実施した期末監査において、該当部門から給与水準の国家公務員との比較、職務手当の支給者数と比率、超過勤務実績、給与簿・基準給与簿等の書類を提出させた上で監査を実施するなど、給与水準の妥当性について、引き続き厳格なチェックを実施している。</p> <p>○ 評価委員会においても、職種別の職員給与の支給状況や、年齢・職位別の給与水準、総人件費改革の推進状況等を資料として提出した上で、給与水準の妥当性を評価していただいている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保を図るため、各部門の所掌事務の見直し等を実施した上で、平成23年度において管理部門の職員数を4名削減した。また、平成24年度においては、専任職員のいない課を削減した。</p> <p>○ 経費節減に関する効率化目標については、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)において、一般管理費で15%以上、業務経費で5%以上の削減を図ることとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については国家公務員に準じたものとなるように、これまでも見直しを続けてきており、平成23年度より互助組織の事業主負担分を全廃したほか、健康保険料の負担割合の見直しを実施した(平成23年4月分より保険料を労使折半に変更)。</p> <p>○ また、職員宿舎(借上)については、平成26年度末までの廃止を決定している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 第3期中期計画の策定に当たっては、事業・予算体系及び業務運営に関する具体的方針等についての検討を行うなど、より効率的・効果的な事務・事業の実施のための取組を積極的に推進した。なお、事業費等の合理化については、平成24年度の予算実施計画に適切に反映した(統計解析ソフトの契約見直し(△3,203千円)、運用支援・ヘルプデスク等業務の調達方法の変更(△7,967千円)等)。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ コンプライアンス体制については、従来から理事長をトップとするコンプライアンス経営推進の中核機関として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に努めてきた。 (コンプライアンス委員会においては、チェックリストに基づく評価・点検を定期的(原則四半期ごと)に実施しているほか、コンプライアンス研修の計画的実施にも取り組んでいるところ。 コンプライアンス委員会のほかに、①経営の重要方針の協議等を行う経営会議、②監事監査、③評価課による内部監査、④会計監査人による監査、⑤外部評価機関である総合評価諮問会議、⑥随意契約審査委員会、⑦契約監査委員会等のコンプライアンスの確保を推進するための体制を整備しており、平成22年11月及び平成23年1月には内部監査業務を的確に実施するため総務課の職員に対して内部監査業務関連の研修を受講させたところ。)</p> <p>○ 平成24年度には理事長直轄の組織として、新たに内部統制推進室を設置し、内部統制基本方針を策定するなど、従来のコンプライアンス経営推進を含めて内部統制のための仕組みを充実・強化することとしている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 労働教育講座について、更なる自己収入の増加を目的として、受講料についての見直しを行い、平成23年度より受講料を5～10%引き上げた。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 平成23年7月、平成24年6月に実施した労働政策フォーラムについて日本学術会議との共催で実施するなど、国費の削減に努めている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 平成23年度から、労働教育講座の受講料の引き上げ、書籍販売サイトを活用した販路拡大等を図っており、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)においても、自己収入について、出版物等の成果物の販売促進等を積極的に実施し、平成22年度と比較して10%程度の拡大に努めることとしている。</p> <p>○ 有効活用を図る観点から、平成23年度より知的財産権の管理を行う部署を一元化し、機構の保有する商標権等について管理体制の強化を図った。(再掲)</p>

基本方針の記載

具体的な見直し状況

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 機構においては、外部評価委員会として、
 ① 労使関係者や学識経験者から構成される「総合評価諮問会議」、
 ② 労働分野に係る高度な学識を持つ外部専門家から構成される「リサーチ・アドバイザー一部会」（総合評価諮問会議の部会として設置）、
 を設置している（法人設立時～）。

（評価の仕組み）
 研究計画及び研究成果の評価については、「リサーチ・アドバイザー一部会」で1次的な外部評価を実施した後、その評価結果を親部会である「総合評価諮問会議」で再度チェックを行う仕組みをとっており、こうした重層的な外部評価体制を構築することにより、専門・学問的な見地のみならず、関係労使の見地も踏まえた多面的な研究評価を行い、適正な業務運営の確保に努めている。

（評価対象）
 総合評価諮問会議：機構の業務全般（中期計画、年度計画の事前評価及び業務実績の評価）
 リサーチ・アドバイザー一部会：研究計画及び研究成果

（委員）→詳細は別添参照
 総合評価諮問会議：神代和俊（横浜国立大学名誉教授）会長ほか計10名
 リサーチ・アドバイザー一部会：神代和俊部会長ほか計15名

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ リサーチ・アドバイザー一部会では、研究計画及び研究成果について評価を行ってきたが、第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においては、研究テーマごとに研究内容等についての事前・中間・事後の評価を行い、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することとし、評価結果をHPで公表することとしている。なお、平成22、23年度は、事前・中間評価について試行的に実施し、研究内容等について適切との評価を受けている。
 ○ 総合評価諮問会議では、新成長戦略に資するよう配慮すべき、震災への対応に積極的に取り組むべき、高い経済成長下にあるアジア諸国に関する調査・情報収集を強化すべきとの意見を受け、翌年度の年度計画に反映させるなど、事業実施に適切に反映させている。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</p> <p>1. 不要資産の国庫返納</p>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 機構が保有する施設等については、毎年度、利用実態調査により、その運営状況、土地・建物の活用状況等の実態を調査し、資産の有効活用又は処分の検討を行っている。</p> <p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舍：平成22年9月30日に売却済みであり、平成23年3月25日付けで国庫納付済み。</p> <p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所本体・労災リハビリテーション広島作業所：平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。</p> <p>○ 恵那荘については、平成23年10月31日に一般競争入札(1回目、最低売却価格6,945,300円)を実施したが入札者がおらず不調、平成23年12月5日にも一般競争入札(2回目、最低売却価格5,454,240円)を実施したが入札者がおらず不調となった。その後、不調による随意契約可能期間中に恵那市より見積書を受領、予定価格に達しており落札、平成24年2月10日に売却が完了し、平成24年3月7日付けで国庫納付済み。</p> <p>○ 水上荘については、平成23年5月31日に群馬県及びみなかみ町に対し買受意向確認文書を発出、平成23年7月20日にみなかみ町から、21日に群馬県から買受意向無い旨回答あり。平成23年8月8日に一般競争入札(2回目)及び平成24年2月6日に一般競争(3回目)を実施するも不調となっている。</p> <p>岩手労災病院職員宿舍等(清流荘・松倉宿舍・一本杉宿舍)については、平成23年5月31日に岩手県及び花巻市に対し買受意向確認文書を発出、平成23年6月23日に花巻市より、平成23年8月19日に岩手県より買受意向無い旨回答あり。平成23年8月22日に一般競争入札(2回目)及び平成24年5月21日に一般競争入札(3回目)を実施するも不調となっている。</p> <p>なお、当該資産については、独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第7条第3項の規定により、「処分により生じた収入の額を国庫に納付する」とこととされている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所本体及び労災リハビリテーション広島作業所については、改正通則法施行後、速やかに現物納付を行っている。(平成23年3月に厚生労働大臣認可)</p> <p>○ 労災リハビリテーション千葉作業所については、平成24年1月末に廃止し、平成24年度厚生労働省独立行政法人評価委員会の認可に向け準備中である。</p> <p>○ 労災リハビリテーション福井作業所については、平成24年度末に廃止し、その後、速やかに国庫納付を行うこととしている。</p> <p>○ 労災リハビリテーション宮城作業所及び福岡作業所については、平成25年度末に廃止し、その後、速やかに国庫納付を行うこととしている。</p> <p>○ 労災リハビリテーション長野作業所については、平成27年度末に廃止し、その後、速やかに国庫納付を行うこととしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 機構が保有する施設等については、毎年度、利用実態調査により、その運営状況、土地・建物の活用状況等の実態を調査し、資産の有効活用又は処分を検討を行っている。</p> <p>○ また、特許権等の知的財産についても、特許等の出願の是非、活用可能性、さらにその維持管理の必要性等に関し、機構本部で「職務発明審査委員会」を開催し検証を行うなどにより、保有財産の見直しを行っている。</p>
<p>2. 事務所等の見直し</p>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所等の運営については、本部事務所面積の見直し、産業保健推進センターの管理部門の集約化による統廃合等、事務所面積の見直しを行い、より安価な事務所への移転や、労災リハビリテーション作業所の順次廃止等により、管理部門経費の削減を進めているところである。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 研修施設においては、全国の労災病院の医師、看護師等の職員に対し、研修を行っているが、研修コストを抑え、かつ効率的に行う観点から同一敷地内の労災病院の医師・看護師等を講師とし、労災病院の保有する医療機器を用いた専門的な知識・技能の取得を目的とした研修を行っている。こうした機能を維持できる方策を検討しているが現状の研修施設に変わる解決策が見当たらない状況である。引き続き検討していく。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部管理部門の効率化による職員の減(117名→112名)、本部事務所面積の見直し、産業保健推進センターの管理部門の集約化(16ヶ所)による統廃合、助成金事業の廃止(平成22年度)、労災リハビリテーション作業所の順次廃止等の事務・事業の見直しを進めている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「随意契約等見直し計画」に基づき、公告期間及び履行期間の確保、資格要件及び仕様の改善、事前確認公募による競争性確保の検証等の取組を実施しており、その取組状況のフォローアップとして、平成22年度に引き続き、平成23年度も3回開催した契約監視委員会において、適宜点検がなされている。 平成24年度においても、引き続き契約監視委員会を開催するとともに、同委員会の指摘事項を踏まえた改善に取り組んでいく。</p> <p>【平成22年度契約状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等79,775,764千円(91.8%)、競争性のない随意契約7,125,308千円(8.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等2,207件(85.0%)、競争性のない随意契約388件(15.0%)</p> <p>【平成23年度契約状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等73,762,985千円(89.4%)、競争性のない随意契約8,703,005千円(10.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等2,126件(83.8%)、競争性のない随意契約410件(16.2%) ただし、平成23年度実績において、競争性のない随意契約の件数410件には、東日本大震災の影響により、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約案件(緊急復旧工事関係等)を47件含んでいるため、これらを除いた件数割合では、14.6%となり、平成22年度実績に比べ改善されている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構ホームページに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 労働保険特別会計による運営費交付金等(労災病院事業を除く。)が交付されているが、機構の事業運営状況、契約状況、財務状況等については、公開で行われる独立行政法人評価委員会における審議や、財務諸表等の公表等により透明性を確保し、情報公開されている。</p> <p>○ 平成23年6月3日付け事務連絡を受け、機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める取引高が相当の割合である法人と契約をする場合に、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公表する等の周知文書「契約に係る情報の公表について」を作成し、平成23年6月10日に機構ホームページへ掲載した。 また、各施設に対しては、同日施設ホームページへの掲載と併せ、入札説明書への記載例を添付した通知を发出し、契約に係る情報の公表について周知徹底を図った。</p> <p>○ 結果、平成23年度及び現時点においては、情報公開に該当する契約はない。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 労働者健康福祉機構健康保険組合及び労働関係法人厚生年金基金については、両法人の理事等のうち、当機構の役職員経験者の占める割合が三分の一以上であることから、独立行政法人会計基準により当機構の関連法人となるが、両法人との取引関係はないため、随意契約等もない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 医療機器の共同購入については、これまで当機構単独で実施していたが、更なるスケールメリットの拡大を図るため、平成24年度から国立病院機構との共同購入に拡大して実施(平成24年8月開札予定)することとしている。 また、医薬品については、平成24年度から新たに国立病院機構との共同購入を実施(平成24年6月開札)し、調達の効率化を図った。 なお、医療材料(ガーゼ、包帯等)等についても、引き続き共同購入を実施することにより、コストの縮減を進めている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ すべての労災病院において、平成21年10月より実施している民間競争入札による医業未収金の徴収業務については、内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会において、本事業を継続することについては、今後の事業の姿が「(1)委託債権の減少」、「(2)実績報酬の見直しと費用対効果」及び「(3)委託業務の見直し」の各項目ごとに検討された結果、いずれにおいても問題があると考えられ、平成24年9月末日の契約期間満了をもって終了することについて異論がなかったことから、同年10月以降は各病院が自主回収に努めることとしている。 また、自主回収にあたっては、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組により一層の推進、及び法的手段の実施等により、適正な債権管理業務を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」の改革の視点を踏まえ、更新時期を迎える基幹業務システム調達においては、総合評価落札方式の導入を検討し、平成24年6月に同入札を行った。本年度も引き続き、病院業務運営上の安全性及び質の確保と競争性に配慮し、総合評価落札方式等を推進し、調達の効率化等を図り、経費の削減等に努める。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p> <p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p> <p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p> <p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)について、役員については24年5月から26年3月まで実施(24年4月分を遡及適用)することとして、役員報酬規程を改正したところであり、職員については、現在、労使交渉中である。</p> <p>○ 事務・技術職員の給与水準は101.9となっているが、平成22年度に、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施したことにより、前年度を下回った。なお、経過措置により、給与水準に対する給与改定の影響は平成24年度以降も反映され、平成24年度における対国家公務員指数(年齢勘案)は101.2と見込まれる。 医師の給与水準は105.1となっているが、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。なお、国立と公立・医療法人の給与水準と比較した場合に、公立病院を下回り、特に民間病院の医師と大きな格差が生じているところであり、公立・医療法人の病院医師の給与体系を総合的に勘案しながら、適正な給与水準の検討をすすめていく。 看護師については、急性期医療に対応する優秀な看護師の確保に非常に苦慮している現状から、看護師の処遇改善は重要な課題となっているが、一方で、看護師の給与水準が100を上回っている現状から、平成22年度に、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施した。これにより看護師の給与水準は109.7と前年度を下回った。なお、経過措置により、給与水準に対する給与改定の影響は平成24年度以降も反映され、平成24年度における対国家公務員指数(年齢勘案)は108.7と見込まれる。今後、この効果等を踏まえ、看護師の確保状況や確保できない場合に事業運営に与える影響、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に勘案し、適切な水準の確保について検討する。</p> <p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPIに公開し、総務大臣に報告した。</p> <p>○ 機構の報酬・給与等については、毎年度、機構ホームページにおいて公表している。</p> <p>○ 監査、評価委員会に対しては、給与水準の現状、給与体系の見直し等の取組状況等を説明しており、監事監査では、給与水準の現状、各手当の適正な支給状況等であるかのチェックを行い、また、厚生労働省独立行政法人評価委員会では、「政策的な医療など義務的・不可避的な増加を除いた人件費分については、賞与削減、俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革、退職者の不補充、施設の統廃合、アウトソーシング等による人員減を推進していることから事務技術職員の人件費総額を比較すると、平成22年度は平成17年度に比し12.8%の削減と、大幅な人件費削減が図られていることは評価できる。」との意見がある。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 本部管理部門の効率化、本部事務所面積の見直し、産業保健推進センターの管理部門の集約化による統廃合、助成金事業の廃止、労災リハビリテーション作業所の順次廃止等の事務・事業の見直しを進めている。 これにより、第2期中期目標・中期期間における削減率(一般管理費▲15%、事業費▲10%)を上回る削減に努めることとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 職員等宿舍貸与規程を改正し、平成23年7月から国家公務員に準じた宿舍使用料に見直しを行った。 ○ 健康保険料の事業主負担を見直し、平成23年4月から国家公務員に準じた負担割合(労使折半)に変更した。 ○ 互助組織への法人支出は平成23年4月から行わないこととした。 ○ 給与振込については、平成23年7月から国家公務員に準じた原則一口座への変更を行った。 ○ 海外出張旅費については、平成22年4月から国家公務員に準じて支度料の定額支給を行わないこととした。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、積算段階から必要な経費、不要となる経費の精査を行い予算要求を行うとともに、その結果を年次計画に反映させている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 機構本部にコンプライアンス推進委員会を設置し、各施設にはコンプライアンス推進責任者を選任し、法令等の遵守、公益通報制度等の的確な実施体制を整備した。また、平成23年度以降、コンプライアンス推進委員会で取りまとめた『業務活動に係るリスクについて』について、各施設あて周知し、必要な対応を行うよう指示している。</p>
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 労災看護学校の入学金及び授業料については、段階的な引き上げなどの見直しを進めているところである。(入学金は、平成23年度から増額(80千円→120千円)、授業料は24年度:193千円→216千円、25年度:216千円→240千円に増額を予定している。)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>6. 事業の審査、評価</p> <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業はないが、平成16年度に学識経験者等の外部有識者8名による独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会等を設置している。</p> <p>当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務改善に反映させるとともに、24年度の運営方針に盛り込んでおり、第三者による効果的な外部評価の仕組みを導入している。</p> <p>・独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 相澤 好治(学校法人北里研究所理事 北里大学副学長) 相原 康伸(全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長) 圓藤 吟史(大阪市立大学大学院教授) 高橋 信雄(JFEスチール株式会社安全衛生部主幹(部長)) 田中 滋(慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授) 田中 秀明((社)日本経済団体連合会労働法制本部長) 原 正道(横浜市立大学名誉教授・横浜市医療政策室参与) 山本 大博(航空連合会長)
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○機構における、平成22年度業務実績及び平成23年度上半期業務実績の評価並びに平成24年度の運営に向けた意見を求めるため、平成23年7月及び12月に運営に向けた意見を求めるため、独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会を開催した。</p> <p>評価結果の総括として、「①職場訪問型職場復帰支援の段階的予防を含めたメンタルヘルス不調対策事業実績の新たな視点からの実績把握、評価・検証、②有害化学物質のデータベースの更なる発展等の取組を通じて、平成24年度からの運営について、より効率的、効果的な業務の実施を通じて、働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する。」とされ、これらの指摘を踏まえて24年度からの業務改善に反映させるべく取り組んでいる。</p> <p>また、業績評価の結果及び評価により指摘された事項の改善策についてはホームページで公表した。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人国立病院機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 旧十勝療養所跡地ほか6カ所を国庫納付する。 ・旧金沢若松病院:平成23年12月19日 譲渡収入による金銭納付済 (国庫納付額 408百万円)</p> <p>・旧十勝療養所、旧鳥取病院:平成24年1月26日 現物納付済 (帳簿価格 旧十勝:164百万円、旧鳥取:1,730百万円)</p> <p>・旧岐阜病院、旧筑後病院:平成24年5月10日 現物納付済 (帳簿価格 旧岐阜:1,033百万円、旧筑後:739百万円)</p> <p>・旧登別病院、旧西甲府病院:国庫納付へ向け、管轄財務事務所と協議中 (土壌汚染調査等作業中) (帳簿価格 旧登別:536百万円、旧西甲府:369百万円)</p> <p>○ その他の資産についても必要性等について不断の見直しを行い、不要と認められるものは速やかに国庫納付を行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 国立病院機構は診療収入を財源とした独立採算型の法人であり、運営費交付金については、本部・ブロック事務所の職員を含め、国立病院機構職員の管理部門の人件費には充てられていない。 また、平成23年度の一般管理費(退職給付費用等を除く。)は、3,037,487千円となっており、国時代(平成15年度)の5,470,561千円と比べれば、2,433,074千円(44.5%)削減している。なお、対21年度では3,062,220千円から、24,733千円(0.8%)削減している。</p> <p>* 24年度予算における国立病院機構の運営費交付金 ・平成24年度予算における国立病院機構の運営費交付金は286億円で、対22年度▲151億円(▲34.5%)となっている。 ・286億円のうち、245億円(85.6%)は国期間の退職手当など過去債務に係るものである。 ・診療事業に係る運営費交付金は、交付されていない(対22年度▲49億円)。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 国立病院機構の研修は、全国の病院の医師、看護師等に対して、最新の治療技術・患者コミュニケーション等を習得させ、病院現場の医療の質を確保する目的で行っている。</p> <p>ただし、その実施に当たっては、病院内施設を活用するなど、効果的な実施に努めている。研修センターの建物は、病院敷地内にあり、病院宿舍と同一建物で本部事務所も隣接していることから、機構全体で一体的・効率的に活用している。</p> <p>今後とも、保有資産の有効活用を推進したい。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部ブロック事務所については、病院敷地内にある建物を活用する等、効率的な資産活用を図っており、病院の資産については、各地域において地域医療を行うために必要なものと考えているが、今後ともこれらの資産について、事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理等を行う。</p>

基本方針の記載

具体的な見直し状況

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争契約へ移行している。また、前回一者応札・一者応募となった契約については、公告期間の見直し等により複数者応札へと改善が図られた。また、その結果を総務省に報告するとともに、ホームページに公表した。

【一者応札・一者応募の改善方策例】

- ・入札公告(ホームページ掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日間以上確保すること
- ・官公庁や国立病院機構での業務実績を設定する等、必要性が低い要件を設定しないこと
- ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とすること
- ・複数業者から参考見積を徴取すること

【随意契約等見直し計画の進捗状況】

- ・平成22年度契約実績
(金額ベース(単位:億円))
一般競争等 2,071億円(85.3%) 競争性のない随意契約 356億円(14.7%)
(対20年度▲7億、▲1%)
- (件数ベース(単位:件))
一般競争等 7,018件(79.0%) 競争性のない随意契約 1,863件(21.0%)
(対20年度▲620件、▲5%)
- ・平成23年度契約実績
(金額ベース(単位:億円))
一般競争等 2,438億円(88.4%) 競争性のない随意契約 318億円(11.5%)
(対20年度▲45億、▲4.2%)
- (件数ベース(単位:件))
一般競争等 6,874件(79.0%) 競争性のない随意契約 1,832件(21.0%)
(対20年度▲651件、▲5%)
- ・平成20年度契約実績(見直し計画の基礎となった契約)
(金額ベース(単位:億円))
一般競争等 1,946億円(84.3%) 競争性のない随意契約 363億円(15.7%)
- (件数ベース(単位:件))
一般競争等 7,075件(74.0%) 競争性のない随意契約 2,483件(26.0%)
- ・見直し計画
(金額ベース(単位:億円))
一般競争等 1,984億円(86.9%) 競争性のない随意契約 300億円(13.1%)
- (件数ベース(単位:件))
一般競争等 7,523件(80.0%) 競争性のない随意契約 1,883件(20.0%)

(注)件数及び金額は、各年度毎に総務省へ提出している契約状況調査に基づき算定。

【一者応札・一者応募となったもの】

- ・平成22年度実績
195億円(9.5%)(対20年度▲99億、▲5.6%)
799件(11.7%)(対20年度▲1,188件、▲16.4%)
- ・平成23年度実績
203億円(8.3%)(対20年度▲91億、▲6.8%)
609件(8.9%)(対20年度▲1,378件、▲19.2%)
- ・平成20年度実績
280億円(15.0%) 1,938件(29.1%)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 契約監視委員会において、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、国立病院機構本部のホームページに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 基本方針に基づき発出された、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、一定の関係を有する法人との契約にあたっては、取引高等の状況についての情報を公開するよう、平成23年6月24日に各病院等に対し、通知を発出したところである。</p> <p>また、入札説明書等を通じて個別業者へ周知を行っているが、国立病院機構本部のホームページにおいても契約情報の公開について掲載している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 各病院で使用する医薬品や医療機器については、従来より共同調達を実施しているところであるが、新たな取組みとしてリバースオークション方式(インターネットを通じて、せり下げ方式で複数回の入札を行うもの)を用いた共同調達を実施しており、平成23年1月に地上デジタルTV(2,076台)の調達、平成24年6月にLED蛍光灯(2,900本)の調達を実施し、更なるコストの縮減を図っている。</p> <p>さらに、「国立病院・労災病院の在り方を考える検討会」において、医薬品等の共同購入などの連携を推進するとされたことを踏まえ、労災病院との医薬品・医療機器の共同入札を平成24年6月に実施した。なお、医薬品については、一層のスケールメリットを活かすため、国立高度専門医療研究センターとも連携して実施した。</p> <p>また、医療材料及び検査試薬については、国立高度専門医療研究センターと連携し共同入札を実施することとしており、医療材料は平成24年6月に、検査試薬は平成24年9月に実施する予定としている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 国立病院機構が実施する臨床研究において調達の対象となる研究機器の多くは、臨床でも広く用いられるものとなっているため、仕様書の策定に当たっては、医療機器と同様に契約担当者以外の者を含めた複数の者で構成される各種選定委員会等で決定することとし、適切な仕様要件の確保に努めているところである。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく市場化テスト事業として、平成23年7月より、40病院を対象に、各病院の事務消耗品等の調達について、民間競争入札を実施している。 この市場化テスト事業においては、複数者(3社)が事業に参加し、各品目毎に最も安価な者より調達する方式を採用するため、競争性が確保されている。また、平成24年1月に価格改定を実施し、競争の継続性も確保し、経費の削減を図っている。</p>
<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○各病院で使用する医薬品や医療機器については、従来より共同調達を実施しているところであるが、新たな取組みとしてリバースオークション方式(インターネットを通じて、せり下げ方式で複数回の入札を行うもの)を用いた共同調達を実施しており、平成23年1月に地上デジタルTV(2,076台)の調達、平成24年6月にLED蛍光灯(2,900本)の調達を実施し、更なるコストの縮減を図っている。 さらに、「国立病院・労災病院の在り方を考える検討会」において、医薬品等の共同購入などの連携を推進するとされたことを踏まえ、労災病院との医薬品・医療機器の共同入札を平成24年6月に実施した。なお、医薬品については、一層のスケールメリットを活かすため、国立高度専門医療研究センターとも連携して実施した。 また、医療材料及び検査試薬については、国立高度専門医療研究センターと連携し共同入札を実施することとしており、医療材料は平成24年6月に、検査試薬は平成24年9月に実施する予定としている。 (「公共サービス改革プログラム」において提案されている競り下げについて、上記のとおり先行的に実施)</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。 また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○事務・技術職員の給与水準は国家公務員と比べて低くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。 (参考)平成23年度の対国家公務員指数(暫定値)「98.5」 医師の給与水準については、引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき法人のHPにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○平成23年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○平成23年度の一般管理費(退職給付費用等を除く。)は、3,037,487千円となっており、国時代(平成15年度)の5,470,561千円と比べれば、2,433,074千円(44.5%)削減している。なお、対21年度では3,062,220千円から、24,733千円(0.8%)削減している。</p> <p>今後は、新法人への移行の検討・準備や、追加出資金の早期執行に向けた建物整備など業務量の増加が見込まれる中、更なる業務の効率化を図り、平成23年度の水準を維持する。</p> <p>なお、国立病院機構は診療収入を財源とした独立採算型の法人であり、運営費交付金については、本部・ブロック事務所の職員を含め、国立病院機構職員の管理部門の人員費には充てられていない。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費については、平成20年7月30日総人恩総第774号「レクリエーション経費の取扱いについて」に基づき、平成21年度以降レクリエーション経費を支出していないところである。</p> <p>給与振込経費については、国と同様に、原則一人一口座としており、経費削減に努めている。</p> <p>海外出張旅費については、「旅費業務に関する標準マニュアル(2008年11月各府省等申し合わせ)」に則り、各病院に通知し、徹底を図っている。</p> <p>諸手当については、原則として、国の給与水準を踏まえた対応を行っており、一部の国と異なる諸手当については、医師確保対策や国の補助制度に対応するなど、専門化・高度化した病院を運営する国立病院機構の特性を考慮した手当であり、その趣旨、目的を明確にしているところである。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○国立病院機構では、必要な経費を積算段階から精査するために、当年度の決算見込みを十分に把握・分析した上で次年度計画を作成することとしているところである。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○内部監査部門を独立させ、業務監査室を設置(平成21年4月1日)し、内部監査、会計業務に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応に関する業務を行っている。</p> <p>平成23年度の内部監査では、基本方針において個別に講ずべき措置とされた「契約の見直し」に対応すべく、前年度に引き続き契約関係をはじめとする重点事項を定め監査を実施した(64病院)。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 看護師等養成所の入学金及び授業料等については、民間の水準を考慮の上、その適正化に努めており、各学校の判断により、それぞれの学校の実情にあった授業料等の見直しを行っている。なお、平成24年度は3校が検定料・入学金・授業料の見直しを行った。(この結果として、平成24年度においては、約1,400万円の収入増となる予定。)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 国立病院機構で実施された職務発明については、厚生労働大臣認定技術移転機関等を通じて特許出願等による権利化を進めるとともに、可能なものについては実施許諾等により自己収入の拡大を図っているところである。(この結果として、平成22、23年度においては、特許を受ける権利等の譲渡及び実施許諾により約67万円の収入があった。)</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究課題については、外部の専門家で構成される評価委員会を平成16年度から設置している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 外部の専門家で構成される評価委員会の事前評価を踏まえて、研究課題の採択を決定している。また、中間評価において成果が期待できないと評価された研究課題は継続を認めないこととしている。なお、成果の得られた研究課題については、学会等で公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>該当なし。</p> <p>○利益剰余金は、全て企業からの拠出金財源及び審査等手数料財源であり、 ・国からの補助金・委託費は、毎年度事業終了後、精算 ・運営費交付金債務残額は、負債として翌年度に繰り越して業務を実施していることから、国からの財源により発生した利益剰余金はない。 (1)副作用救済、感染救済勘定の平成22年度末の利益剰余金(副作用6,724,742千円、感染3,976,855千円)は、将来の予測を上回る健康被害の発生に備えて、製薬企業等からの拠出金をもとに、給付財源に充てるため、5年毎に拠出金率を見直ししながら、保有・運用している。 (2)審査等勘定の22年度末の利益剰余金は、3,450,497千円であり、その内訳は、審査セグメントが1,337,191千円、安全セグメントが2,113,306千円となっている。 ・審査セグメントの利益剰余金については、目的積立金617,221千円を職員の資質向上や業務改善に充てることとしているほか、目的積立金以外の積立金は業務・システム最適化計画による新申請・審査システム開発に充てることとしていることから、不要なものはない。 ・安全対策の利益剰余金については、中期目標期間内に「医療情報データベース基盤整備事業」の財源として取り崩すことを前提に平成23年度及び平成24年度の国からの補助金投入が決定しているところであり、不要なものはない。</p> <p>○保有する施設はない。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>該当なし。</p> <p>○当法人は、整理・統廃合する施設はなく、他法人においても類似の業務がないことから共用化等については検討していない。</p> <p>○管理部門経費の節減状況は、23年度決算において以下の見通しである。 ・事務所借料は、貸主との交渉により、業務費を含めた借料全体で、ピーク時の21年度決算1,720,492千円に対し、23年度決算は1,380,355千円となり、▲340,137千円(▲19.8%)の節減を図っている。 ・一般管理費のうち人件費を除く物件費については、22年度決算864,856千円に対し、23年度決算は731,943千円であり、▲132,913千円(▲15.4%)の節減を図っている。(前期中期目標期間最終年度の20年度予算額1,321,446千円に対しても▲589,503千円(▲44.6%)の節減となっている。)</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。
3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	<p>○「随意契約等見直し計画」に基づき、契約全般にわたって入札化を着実に促進した。また、一者応札となった契約については、競争を制限するような条件、仕様になっていないか等について更に精査し、次の調達時の公告期間を長く設定する等、実質的な競争性を確保するための取組も行った。</p> <p>○平成23年度の状況(競争性のない随意契約の内訳は別紙参照) (金額ベース) ・一般競争等(企画競争・公募を含む) 4,891,926,722円(76.0%) ・競争性のない随意契約 1,546,325,012円(24.0%) (件数ベース) ・一般競争等(企画競争・公募を含む) 115件(81.6%) ・競争性のない随意契約 26件(18.4%)</p> <p>○平成22年度の状況 (金額ベース) ・一般競争等(企画競争・公募を含む) 3,309,614,949円(65.4%) ・競争性のない随意契約 1,735,467,399円(34.6%) (件数ベース) ・一般競争等(企画競争・公募を含む) 116件(65.9%) ・競争性のない随意契約 60件(34.1%)</p>
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>公表に該当する案件はない</p> <p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付事務連絡)に掲げられた公表の対象に該当する契約案件があった場合は、平成23年7月公告分からホームページ等での周知、入札公告等に記載することとしている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○公共サービス改革基本方針に則って、サービスの質の維持・向上と経費削減を図ることから、共用LANシステムに係る運用支援業務について、官民競争入札等を実施することを検討する。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○平成23年4月に行政刷新会議公共サービス改革分科会において取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、コスト削減に向けた基本方針である「無駄削減に向けた取組みの強化について」を改正し、具体的な職員の行動指標として「コスト削減に向けた効率的な行動基準」を定め、一層の業務運営コストの削減に向けた措置を講じている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○役員の給与については、本年6月1日に、国家公務員と同様の減額支給措置を講じた。</p> <p>○職員の給与についても、国家公務員と同様の減額支給措置を講じる予定。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○平成23年度のラスパイレス指数は在勤地・学歴勘案で104.9となっている。</p> <p>○これは、新規採用者は、薬学等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材を安定的に確保していく観点等から国の研究職相当の給与水準を保つこととしているためである。</p> <p>○国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みの構築)を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、平成24年度の対国家公務員指数について、地域・学歴勘案で104.5を目指すよう努力していく。</p> <p>○当機構は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「固有の根拠法に基づき設立される法人とする」、その「具体的な制度の在り方については、…ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消のための戦略的な人材確保…等の観点から検討を進める」こととされており、さらに今般、政府の医療イノベーション会議において、「PMDAにおける審査員・安全対策要員の増員や質の向上を図る」ことなどが決定された(平成24年6月6日「医療イノベーション5カ年戦略」)ことも踏まえ、「平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して」(上記閣議決定)総合的な検討を進めていく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○役員報酬については毎年、ホームページに掲載し公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)等に基づき、平成17年度比1人当たり人件費の削減状況やラスパイレス指数の動向について、監事による監査において資料を提出し、チェックを受けている。</p> <p>○平成22事業年度に係る監事による監査では、「平成22年度の1人当たり人件費は、平成17年度比8.1%削減し、計画(5%以上)を達成したこと。一方、当機構のラスパイレス指数(対国家公務員指数)は、設立時から、120を超える高い水準で、平成22年度の指数は122.1となり前年比0.6改善したが、地域や学歴要因を考慮した地域・学歴勘案指数は、104.2となり、前年比は0.2増加したこと。また、高水準の要因として、高度かつ専門的知識や経験のある優秀な人材の安定した確保が不可欠となっている状況に対し、弾力的な給与体系の見直しや人材の流動化を通じ、中長期的な地域・学歴勘案指数を100に近づける努力を継続し、給与水準の妥当性や水準等についての検証結果を公表していること。」を確認した。</p> <p>○厚生労働省独立行政法人評価委員会の平成22年度における評価結果は、「人件費に関しては、増員により医薬品の承認審査等を担当する優秀な人材を確保するに当たり、給与水準の高い製薬企業等と競合関係にあるという特殊事情があるなか、平成22年度における一人当たり人件費が、平成17年度と比べて約8.1%減となっていることを高く評価する。」との内容であった。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○目標管理による業務運営、幹部会・財務管理委員会等における業務の進捗状況把握、業務・システム最適化計画に基づく取組み、外部専門家の活用等を通じて、効率的な運営体制を確保している。</p> <p>○また、「随意契約等見直し計画」により一般競争入札への移行を進めるとともに、コスト削減に向けた基本方針である「無駄削減に向けた取組みの強化について」を平成23年度の取組結果を踏まえ改正・公表し、具体的な職員の行動指標として「コスト削減に向けた効率的な行動基準」を定めることにより、一層の業務運営コストの削減に向けた取組を行っている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当は、国家公務員に準拠したものとなっている。なお、金融機関との契約により給与振込経費は発生しない取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○平成22年度決算及び平成23年度執行見込みを踏まえ、平成24年度については必要経費を適切に見積もった予算編成を行った。また、執行においても、平成24年3月30日に「無駄削減に向けた取組の強化について」方針決定を行い、経費の節減に努めている。</p> <p>○運営費交付金については、中期計画に掲げる以上の削減幅となっているが、必要最低限の経費を適切に見積もった予算編成を行った。執行においても、年間執行計画を作成した上で、経費の節減に努めながら適切に執行している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○法人内に理事長直属の監査室(24.7.1現在:室長1名、室員1名)を設置し、計画的に内部監査を実施している。平成23年度においては、法人所有の金融資産のうち、現預金の占める割合が多く経営上のリスクとなりうるため、現金・預金通帳が適正に管理されているかという観点や、文書管理規程に基づき文書管理が適切になされているかという観点から、「現金・預金の管理状況」、「法人文書ファイルの管理状況」について内部監査を実施した。</p> <p>○コンプライアンスと個人情報保護に関する意識啓発のため、全役職員に対するコンプライアンス研修を実施した。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○審査等手数料については、審査等1件あたりに要する人件費、物件費、システム経費、事務所賃借料等、当該業務に必要な経費を合算(実費の積み上げ)して算出しているところである。</p> <p>これら手数料の改定にあたっては、中期計画期間中の事業運営(審査業務の増加及び科学技術の発展による審査業務の高度化等への対応のための審査体制の充実強化)に必要と見込まれるコストを必要な時期に適切に反映させるよう留意しつつ、受益者たる業界団体等へ事前に説明を行ったうえで実施することとしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方の代表により構成する運営評議会を公開で開催し、法人の業務内容や運営体制への提言及び改善策を求めることにより、業務の効率化に役立てるとともに、業務の公正性、透明性の確保を図っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 運営評議会において出された意見や指摘等については、中期計画や事業計画等に反映させ、業務の公正性や透明性の確保とともに効率化も図っている。平成23年度においては、人材の流動化・キャリアアップの途を広げることにより革新的な医薬品・医療機器の研究開発やレギュラトリーサイエンスの向上に資するための「職員の再就職制限の見直し」や、審査等体制の充実強化を図るための「科学委員会及び審査等改革本部の設置」について、運営評議会で審議し、各委員からいただいた意見等を業務運営に反映させた。</p> <p>○ 運営評議会の資料や議事録をホームページ上に公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人医薬基盤研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○政府出資金である「開発振興勘定」における投資有価証券及び長期性預金については主務大臣の承認を経て平成24年3月27日に2,624,976千円を国庫納付した。 ○政府出資金である「承継勘定」における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券については、一部の政府出資金を不要資産とし主務大臣の承認を経て平成24年3月27日に1,909,330千円を国庫納付した。 ○薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場については、地方自治体へ売却した土地の売却額32,148千円を平成23年3月23日に国庫納付をした。 ○薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地については平成24年度以降に国庫納付すべく平成23年度から関係機関と協議を進めている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場については、地方自治体へ売却した土地の売却額を平成22年度末に国庫納付済みであり、また、売却済み以外の土地については平成24年度以降に国庫納付する予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○当研究所の保有する資産については、引き続き自主的な見直しを行い、適切な資産管理に努める。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○常勤役職員の採用を抑え、非常勤職員を活用し、人件費の抑制を図っている。また、一般管理費の経費節減に努めた。</p> <p>①常勤役職員数 当初計画(平成17年度)95人→77人(平成24年4月1日)</p> <p>②総人件費改革の実績 人件費 641,885千円(平成17年度)→535,519千円(平成23年度)対平成17年度比▲16.6%</p> <p>③一般管理費の実績 一般管理費 964,557千円(23年度予算)→925,033千円(平成23年度実績)対予算比▲4.1%</p> <p>※一般管理費については、平成17年度と積算方法が異なるため、当該年度予算と比較。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○薬用植物資源研究センター和歌山研究部について、平成22年度から「ほ場」化し筑波研究部へ移管した。当該ほ場については平成23年度をもって廃止した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p>	
<p>① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○随意契約見直し計画の達成のため、随意契約によるものが真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行することとし、一者応札・応募となった契約についてはその要因を検証し実質的な競争性が確保されるよう運用の改善を図ることとしており、また、所内に外部専門家が参加する契約審査委員会を設置し契約の事前審査等を行い、コスト削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>【平成22年度実績】</p> <p>①金額ベース(単位:円) 一般競争等7,495,367千円(90.0%)、競争性のない随意契約830,591千円(10.0%)</p> <p>②件数ベース(単位:件) 一般競争等332件(93.3%)、競争性のない随意契約24件(6.7%)</p> <p>【平成23年度実績】</p> <p>①金額ベース(単位:円) 一般競争等10,178,114千円(92.2%)、競争性のない随意契約855,509千円(7.8%)</p> <p>②件数ベース(単位:件) 一般競争等281件(93.0%)、競争性のない随意契約21件(7.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○関連法人に係る情報を財務諸表等において開示するとともに、調達情報及び契約状況については、ホームページで広く国民に公表している。</p> <p>また、入札公告等において、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、取引関係等の情報を公表する旨を記載するとともに、現在当研究所においては、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職している法人との取引等はないが、今後、公表の対象となる取引等が発生した場合は、ホームページで公表する。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 医薬基盤研究所の関連公益法人は、(社)予防衛生協会である。利益剰余金に相当する当期収支差額が約6千万円であるが、その要因は、積立金の取崩により約1億円の利益が発生したことによるものであるため、当研究所との契約において利益が生じたものとは認められない。今後とも、関連公益法人の利益剰余金等を精査し、国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 研究所内の共用利用機器の相互利用に努めるなど類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図っているところであり、平成23年度においては、2,649千円を削減したところである。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 調達に係る仕様書について、特定の業者に有利になることがないように見直しを行っており、契約監視委員会及び契約審査委員会において、審査している。 また、調達方式について検討を行い、リース方式が当所に有利である場合、当該方式を採用した(複写機等)。研究機器等の調達の際には、他の研究機関での購入実績等を確認することなどにより、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 毎年、「実験動物管理業務委託」について、一般競争入札により契約を締結している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 契約監視委員会及び契約審査委員会において、契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容を審査している。 平成23年度実績 ・契約監視委員会 8回開催 審議案件31件 前回1者入札となった調達について、次回以降、入札説明会を行う等の努力をする。 ・契約審査委員会 6回開催 審議案件6件</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○平成23年度の国家公務員の給与改定に準じて役職員の俸給月額を平均0.23%引き下げ、平成23年4月～平成24年3月分について、平成24年6月期の賞与にて減額調整することとした。 平成24年度の人件費については上記に加え、役職員の俸給月額、賞与、俸給の特別調整額等について国家公務員に準じた減額措置(各々△4.77～△9.77%、△9.77%、△10%)を実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○役職員の俸給や諸手当等については、国家公務員の給与体系に準拠しており、法人独自の手当もなく、「一般職の職員の給与に関する法律」等の改正に合わせ所要の見直しを行い、適正な水準を維持できるよう努める。引き続き、①総人件費の抑制のため、非常勤職員の活用を図る。(非常勤職員を含めた指数の推計は89.2相当)②若手研究員の採用など適切な人事配置を進める等により、ラスパイレース指数を100以下とする取組を着実に実施する。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○法人の長、理事及び監事の報酬について、総務大臣が定める様式により公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、監事による監査及び評価委員会による評価により、国の給与水準と比較して、年齢、地域、学歴面等から総合的に検証され適正であるとの評価を受けており、引き続き厳格なチェックを行う。給与水準については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与法改正に準じた給与の見直しを図り、適正な水準を維持していく。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○中期計画に基づき、運営費交付金の一般管理費及び事業費の効率化については、当期の初年度である平成22年度予算と比較して5年間で一般管理費で15%削減、事業費で6.2%以上の削減を図る予定である。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○これらの経費については国家公務員に準じた対応を図っている。法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用及び産業医委託業務費であり、出張旅費や職員の諸手当についても、国家公務員と同一の運用を行っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費については、5カ年で6.2%の削減をすることとしており、研究機器の共同利用や外部委託の推進等により徹底した経費節減を図っているほか、調達には一般競争入札を積極的に活用し、公告期間の拡大、仕様書の緩和等により透明化、合理化を図っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○コンプライアンスの確保を推進するため、監事監査及び内部監査を毎年度実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、コンプライアンス委員会を設置し、監事や内部監査チームとも連携しながら適正な業務遂行を図っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○平成22年度から分譲額に応じて自己収入の増加する仕組みを導入し、平成23年度はヒューマンサイエンス振興財団から11,629千円の技術支援料を自己収入として得た。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○共同研究、受託研究については、本法人で行っている研究①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に特化して実施し、平成23年度は44件、632,790千円となった。(平成22年度実績:41件、518,155千円)</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○企業等から照会を得やすいよう、研究論文リスト、公開特許等をホームページ上で公表した。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○自ら行っている研究に当たっては、独立行政法人化(平成17年度)されてから垣添忠生公益財団法人日本対がん協会会長他14名で構成される運営評議会、松澤佑次一般財団法人住友病院院長他17名で構成される外部研究評価委員会を開催しており、これらによる外部評価の仕組みを活用し、案件の重点化を図っている。</p> <p>また、運営評議会については、公開で行うことにより手続きの透明化を図っている。</p> <p>外部に研究資金を提供している研究の評価に当たっては、複数の分野の外部の専門家からなる基礎的研究評価委員会(独立行政法人化(平成17年度)当初から導入されており、委員は早稲田大学教授池田康夫他11名。この他書面審査を行う専門委員91名により構成)による二段階評価(書面+面接)を導入し、評価内容について研究者本人へ通知するとともに、基盤研ホームページにおいて公開を行うことで、事業等の透明化を適切に実施している。また、前述の外部評価委員会より、創業等に深い見識を持つプログラムオフィサー等を活用して、本省では実施困難な実地調査や丁寧な進捗管理指導等を更に充実化しよう指摘を頂いており、更なる事業の充実化・重点化等図っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○自ら行っている研究の分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化した。</p> <p>外部に研究資金を提供している研究の評価については、外部評価委員会において中間評価を含む年次評価を行った(平成22年度には評価の低かった研究課題2件について研究の打ち切りを行った。平成21年度も2件打ち切り。)</p> <p>それぞれの評価結果等については、ホームページ上で公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 当機構の本部事務所(千葉県船橋市)については、当機構が保有する社会保険病院等の中に設置していることから、賃借料は発生していない。また、地方支所や職員宿舍等も保有していない。</p> <p>○ サテライトオフィスについては、一層の経費削減の観点から家主と交渉し、平成23年1月分より賃借料の引き下げ(1ヶ月▲345千円)を行った。</p> <p>○ また、平成23年6月24日に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成23年法律第73号)が公布され、当機構は、同法の公布日から3年以内の政令で定める日(平成26年4月1日)に、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「新機構」という。)に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなった。新機構への移行準備作業も必要となることから、サテライトオフィスの取扱については、経費節減の推進に取り組むとともに、円滑な移行準備作業も勘案しながら、将来の本部の効率的な業務運営も見据え、現本部とサテライトオフィスの在り方も含め検討を進めている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 法改正に伴い、当機構は、新機構に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなった。</p> <p>新機構への移行準備作業も必要となることから、サテライトオフィスの取扱については、経費節減の推進に取り組むとともに、円滑な移行準備作業も勘案しながら、将来の本部の効率的な業務運営も見据え、現本部とサテライトオフィスの在り方も含め検討を進めている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約等見直し計画(平成22年6月策定)を着実に実施し、一般競争入札による調達を徹底を図っており、随意契約については、相手方が特定されるものなど随意契約によらざるを得ないものに限定(社会保険病院等の土地の賃貸契約等)されており、契約監視委員会による点検も実施している。また、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、実質的な競争性の確保に努めており、一般競争入札等で一者応札・応募となったものは、平成22年度で0件、平成23年度で1件となっている。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等231,079千円(52.2%)、競争性のない随意契約211,740千円(47.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等32件(65.3%)、競争性のない随意契約17件(34.7%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等3,042,371千円(83.5%)、競争性のない随意契約601,297千円(16.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等46件(73.0%)、競争性のない随意契約17件(27.0%) ※平成23年度の競争性のない随意契約には、東日本大震災により被災した社会保険病院等の復旧工事に係る契約が6件含まれている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>○ 当機構は国からの補助金・交付金等は受けていないが、従来より、予定価格が100万円(物件の借入れについては予定賃借料の年額又は総額が80万円)を超える契約事案については、ホームページにおいて契約の相手方、契約金額等を公表している。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>○ 当機構には関連法人及び一定の支配関係を有する法人はないが、今後発生した場合には情報公開に努めることとしている。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 平成23年7月1日以降の調達実施に際しては、入札説明書等において当機構のOBの再就職の状況、当機構との取引状況について情報提供を求める旨の周知を図っており、契約締結後において当該情報が提供された場合は公開することとしている。(これまでに該当する契約は発生していない。)</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 従来より、随意契約等見直し計画(平成22年6月策定)に基づく一般競争入札による調達の徹底や、旅行代理店等との法人契約による旅費事務の効率化(安価な乗車券等の手配、手配業務の軽減)により経費の削減等を行っているところであり、引き続き、公共サービス改革プログラム(平成23年4月)も踏まえ、徹底した経費の削減等に努める。</p> <p>【平成23年度における一般競争入札の結果】 44件の入札を行い、予定価格総額3,520百万円に対し契約総額3,029百万円となり、▲492百万円(予定価格総額に対し▲14.0%)の節減が図られた。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○独立行政法人における役職員の給与の見直しについて(H24.3.6総務省事務連絡)に基づき、国家公務員に準じて給与減額支給措置を実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○平成23年度の当機構のラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与の見直しを行っており、対国家公務員指数で99.8となっている。引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努める。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○理事長、理事及び監事の報酬については、従来より、役員給与規程をホームページで公表することにより個別の額を公表している。今後とも、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、監事による監査及び独立行政法人評価委員会による事後評価において、以下のような点を中心に厳格なチェックを受けているところである。 ①国の給与改正に準じた改正が行われているか ②国に準じた基準で手当等の加算が行われているか ③国と異なる諸手当はないか ④ラスパイレス指数の要因分析</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○当機構は、平成17年10月に存続期間を5年間(平成22年度に2年延長)とする法人として設立され、小規模な組織で実情に即した効率的な業務運営に努めており、管理部門についても必要最低限の体制(5名)としている。平成23年6月の法改正により、平成26年4月に地域医療機能推進機構へ改組することとなったことから、平成24年3月に中期計画を改正し、以下のとおりさらに目標を見直したところである。 ①一般管理費の削減 中期目標期間の最終事業年度(平成24年9月末)において、対平成17年度比10%以上 → 中期目標期間の最終事業年度(平成25年度末)において、対平成17年度比18%以上 ②人員の削減 平成21年度末までに対平成17年度比4%以上 → 平成25年度末までに対平成17年度比8%以上</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じていないものはない。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 中期計画および年度計画における予算策定に当たっては、事業等の必要性について精査した上で、所要額の積算過程・考え方を明確にする等の取組を行い、徹底した透明化、合理化を図っている。(当機構は運営費交付金は受けていない。)</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 当機構においては、組織のコンプライアンスを確保するため、従来より、監事が、業務の重要な方針決定を行う幹部会(月2回)・役員会(月1回)に出席するとともに、毎週1回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議(決裁)の審査(監査)を行う体制を整備している。基本方針を踏まえ、引き続き当該体制を維持する。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 年金福祉施設等の譲渡に当たっては、各施設の譲渡方法について外部の有識者からなる機関を設置し、当該委員会で審議を頂くことにより、業務の公正性を確保している。</p> <p>名称: 譲渡業務諮問委員会 設置: 平成17年10月 委員: 安田隆二(一橋大学大学院教授) 西田在賢(静岡県立大学教授) 小林英三(日本証券金融株式会社専務取締役(元日本銀行理事)) 池原富貴夫(日本信号株式会社監査役(元安田信託銀行株式会社常務取締役)) 実績: 平成17年度から平成23年度までに26回開催</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 譲渡業務諮問委員会の議事については、ホームページで議事概要を公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 年金積立金管理運用独立行政法人(以下、「管理運用法人」という。)が保有する職員宿舎(日野宿舎・行徳宿舎)については、第二期中期目標において全て売却することとしている。日野宿舎(平成21年度末簿価:67百万円)については、平成22年度中に売却(67百万円)し、平成23年10月に金銭で国庫納付(67百万円)済み、行徳宿舎(平成21年度末簿価:571百万円)については、平成23年9月に売買契約(471百万円)を締結し、平成23年10月に当該物件の引渡を行ったところである。</p> <p>また、旧年金資金運用基金より承継した登記印紙について、今後の使用見込みがないことから平成23年12月に売却した。</p> <p>なお、売却収入の国庫納付については、積立金運用にかかる平成23年度の利益剰余金が確定した後、平成24年度中に年金特別会計へ金銭で納付することとなる。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 管理運用法人は本部事務所しか有していない。また、事務費については運用収入により賄っており、国からの運営費交付金は受けていないが、廊下や事務室の一部消灯、長時間離席時のPCのシャットダウン等の節電の実施、及びリース期間が満了した機器の再リース、ファイルの再利用による節約等に努めることにより、さらに管理部門経費の削減に努めている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 管理運用法人は本部事務所しか有していない。なお、管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置くこととされているものの、平成20年9月の政令改正により移転時期を平成26年度末まで延期している。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 管理運用法人は職員数・業務に対して必要最小限の規模の本部事務所しか有していない(職員宿舎は平成23年度末までに全て売却済み)。なお、管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置くとされているものの、平成20年9月の政令改正により移転時期を平成26年度末まで延期している。</p>

基本方針の記載

具体的な見直し状況

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 運用受託機関等との契約以外のものについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等(一般競争及び企画競争・公募)に移行している。また、一者応札・一者応募については、以下(参考1)の見直しを行った。さらに、調達項目に関連する業界及び過去に調達に参加した業者へ公告情報を広く提供することや、入札参加資格における等級の要件の緩和等を行った。

また、随意契約にならざるを得ない供給者が特定される、事務所の賃貸借契約及びベンチマーク情報取得に係る契約については、価格交渉を行う等コストの削減を図った。

(参考1)

一者応札・一者応募にかかる見直し内容

- ・公告期間を少なくとも10営業日以上とする。
- ・国や独立行政法人との過去の実績を要件としない。
- ・OA機器等の賃貸借、システム等の運用・保守契約については複数年契約の導入を図る。
- ・履行開始までの準備期間、契約の履行期間を十分確保する。

(参考2)

《平成22年度実績》

(金額ベース(単位:百万円))

一般競争等 : 1,443【153】百万円 (5.5【0.6】%)、
競争性のない随意契約 : 24,789【24,422】百万円 (94.5【93.1】%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 : 60【5】件 (40.8【3.4】%)、
競争性のない随意契約 : 87【81】件 (59.2【55.1】%)

《平成23年度実績》

(金額ベース(単位:百万円))

一般競争等 : 487【4】百万円 (2.1【0.0】%)、
競争性のない随意契約 : 23,170【23,070】百万円 (97.9【97.5】%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 : 18【1】件 (17.5【1.0】%)、
競争性のない随意契約 : 85【81】件 (82.5【78.6】%)

(注2)【 】の数値は、運用受託機関等との契約に関する内数である。

運用受託機関等との契約については、「随意契約等見直し計画」の対象外とされていたが、今般、その取扱が変更されたため、契約の実績数値に含めることとなった。

なお、運用受託機関等との契約は、原則として3年を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関との契約については随意契約として更新する特別な契約である。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>○ 管理運用法人においては、事務費を運用収入により賄っており、運営費交付金は受けていない。 なお、年金積立金運用の実績や運用資産の状況については、四半期ごとにホームページ等において公表しているが、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実を図るべく、ホームページの全面見直し（リニューアル）を行った。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>該当なし。 なお、平成23年7月1日以降の調達実施に際しては、入札説明書等に管理運用法人のOBの再就職の状況、管理運用法人との取引状況について情報提供を求める旨の周知を図るとともに、契約締結後において当該情報が提供された場合は公開することとしている。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 管理運用法人においては、「競争の導入による公共サービスに関する法律」第2条第4項に定める公共サービスに該当する業務はない。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 経費の節減については、従来より実施しているところであるが、引き続き、調達内容の見直し等を行うことにより更なる節減対策を講ずることとしている。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を平成24年度から実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 当法人においては、国の給与制度に準じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与については、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化とあわせて本俸表を9等級から5等級制に集約化したこと ・勤務実績を給与へ反映させるため国家公務員と同様に号俸を細分化したこと ・職務職責を端的に反映するため役職手当を定額化したこと <p>等、職員の給与制度の改正に取り組み、その結果、平成23年度における対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は99.5ポイントとなっており、国家公務員水準を下回っている。平成24年度の対国家公務員指数(推計)については、年齢勘案で概ね120ポイント、年齢・地域・学歴勘案で概ね100ポイントとなるものと見込まれる。</p> <p>今後も、上記改正の適正な運用を行っていくとともに、国家公務員の給与見直しに基づく給与水準の適正化を図ることにより、平成24年度以降の年齢・地域・学歴勘案での対国家公務員指数については、概ね100ポイントとすることを目標とする。</p> <p>なお、当法人が行う年金積立金の管理運用業務においては、運用機関出身者等の資質の高い人材が求められることから、国家公務員の給与水準に留意しつつ、民間金融機関等の給与水準を踏まえた処遇への配慮を要するところである。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 上記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 総務省の指示に基づき、法人ホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査においては、給与水準の適正化を重点事項と位置づけて、法人給与規程の運用が適切かどうか、人事院勧告を踏まえた給与水準の適正化が行われているかを監査し、国家公務員と同等の給与水準を維持していることから、独法評価委員会からも妥当である旨の評価を受けている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 年金特別会計への寄託金償還の機能強化等のため、キャッシュ・アウトを担当する部署の新設や市場動向の調査体制の強化を図るべく、平成22年に管理部門の見直しにより運用部門への人員の再配置を行い、業務運営の効率化を図っている。平成23年度においても、管理部門においては、給与事務のアウトソーシングの拡大を進めるとともに、平成23年度からは社会保険事務についてもアウトソーシングを行うなどの効率化を図っている。 なお、経費を効率化するため、平成26年度末において、平成21年度比で一般管理費で15%以上、業務経費で5%以上削減することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費等の事務経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準拠している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 毎年度、業務経費等を含む予算については、国の統一単価基準を踏まえつつ、市場価格の調査等を行った上で年度計画の一部として作成し、幹部等で構成する経営管理会議に執行状況等を報告している。なお、運営費交付金は受けていない。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 理事長直属の独立した監査部門を設置し、効果的な内部監査の実施体制を確保している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

基本方針の記載

具体的な見直し状況

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 運用受託機関の選定・見直しにあたっては、有識者からなる運用委員会の議を経ることとしており、また各運用受託機関の運用成績等を勘案して定期的に行う見直しについても、運用委員会の意見を聴きつつ実施している。

(外部評価について)

名 称 運用委員会

設置根拠 年金積立金管理運用独立行政法人法第15条

設置時期 平成18年4月

設置目的 年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況の監視等

運用委員(平成24年7月1日現在)

・稲葉延雄(株式会社リコー取締役専務執行役員 リコー経済社会研究所所長)

・植田和男(東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授)

・臼杵政治(名古屋市立大学大学院経済学研究科教授)

・宇野淳(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

・小幡績(慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授)

・薦田隆成(公益財団法人連合総合生活開発研究所所長)

・佐藤久恵(日産自動車株式会社財務部主管チーフインベストメントオフィサー)

・能見公一(株式会社産業革新機構代表取締役社長)

・村上正人(株式会社みずほ年金研究所専務理事)

・山崎敏邦(JFEホールディングス株式会社監査役)

平成23年度 運用受託機関の選定審議、運用状況の報告等について全9回実施

○ 運用委員会議事要旨については、管理運用法人のホームページ上で公表している。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立がん研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、719,849千円となっており、国時代(平成21年度)の857,219千円と比べれば、137,370千円(16.0%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年3月25日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>○契約監視委員会の内容 随意契約の妥当性及び一者応札の妥当性について確認するとともに契約審査委員会の審議状況について確認した。 (平成23年度中に4回開催：H23.4.19、6.24、11.11、H24.2.15)</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、事案毎に随意契約の妥当性、一般競争入札の参加資格等について審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保を図っている。一者応札・応募とならないよう競争性が実行出来る仕様書の策定、総合評価方式の採用並びに業者への入札参加要請等積極的な勧誘等を行い、競争性・透明性の確保を図っている。 (23年度に9回開催：H23.7.25、8.29、10.6、10.25、11.28、12.19、H24.1.19、2.17、3.29)</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。 <p>【契約実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度実績 (金額ベース) 一般競争等24,221,600千円(86.7%)、競争性のない随意契約3,720,814千円(13.3%) (件数ベース) 一般競争等280件(73.3%)、競争性のない随意契約102件(26.7%) ・平成23年度実績 (金額ベース) 一般競争等19,590,000千円(70.0%)、競争性のない随意契約5,390,000千円(19.3%) (件数ベース) 一般競争等305件(61.7%)、競争性のない随意契約164件(33.2%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成24年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○一定額以上の契約案件について、外部有識者を含む契約審査委員会で審議し仕様書の点検、見直し等を行った。</p> <p>○調達物品の性質、使用期間、価格等、総合的に購入又はリースの検討を行い調達している。</p> <p>○先端研究の調達がメインであり、調達に当たっては応札者が少数の場合が多く一者応札のケースが多いため、他の類似法人に対して取引実績照会を積極的に照会し適正価格の把握に努めた。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえた検討や取組を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 医師、研究職の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。</p> <p>(参考) 医師の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「124.3」) 研究職の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「110.0」)</p> <p>・医師については、平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員119.1、地域・学歴勘案124.3となることが見込まれるが、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時(平成26年度末)までに年齢勘案で概ね119以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。</p> <p>・研究職については、平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員113.3、地域・学歴勘案110.0となることが見込まれるが、高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材の確保の観点から、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時(平成26年度末)までに年齢勘案で概ね113以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成23年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 管理運営の適正化</p> <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p><人員体制></p> <p>○事務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現 <p>○ガバナンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、監査室の設置により、ガバナンス体制を強化 ・診療科長など、部長級の全職員が参加する運営会議を定期的に開催し、情報の共有化を推進 ・診療部門における部長制を廃止し、科長制を導入することにより、権限と責任を明確化 ・幹部職員へ任期付任用制度を導入し、人材の流動性を確保 <p>○職員教育</p> <p>職員の意識改革の為に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルマーク、標語の募集 ・新採用職員研修(H23.4.1～4.6、H24.4.2～4.5) <p>目的: 病院職員としての一般知識や医療安全義務等の基礎的な事を習得するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SD(スタッフデベロップメント)研修(H23.5.13、H23.6.30、H23.9.9、H23.11.10) <p>目的: 事務職員を対象に企画立案能力や企業会計等に関するスキルアップを図るため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員簿記研修(H23.6.30～11.14(2級:31回、3級:14回)) <p>目的: センターで就業する事務職員のスキル向上をねらい、簿記の基礎知識を習得するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全・院内感染研修(H23.7.14、11.30、H24.2.28、3.19) <p>目的: 安全管理の知識を深めるため</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長による決裁の確認や月次決算制度の導入などを通して、職員のコストに対する意識を改革し、経費削減を徹底 <p><効率化目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、719,849千円となっており、国時代(平成21年度)の857,219千円と比べれば、137,370千円(16.0%)削減している。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。</p> <p>○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。</p> <p>○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○法令遵守の観点から法人の事業全体を横断的に審査することのできる組織として監査室を設置し、内部監査等の組織体制を構築した。 ○監事の指導の下、監査室において、外部監査人等と連携し、センター各部門の問題事項の抽出、調査及び、監査を実施して、業務改善に向けた提案を行った。具体的には、下記の事項について監査を実施した。(H23.10.20、11.17、12.1、12.22、12.27、12.28、H24.1.1、3.22、3.31) ・内容:旅費交通費及びタクシー券の管理状況、公的研究費の管理状況監査、知的財産(特許)の管理状況監査、給与・報酬支払い状況の調査、中央病院及び東病院における歳入金(未収金)管理状況等の監査、委託契約における感染対策確認監査、廃棄物処理関係監査、一括購入型SPD契約開始に伴う棚卸資産確認、診療報酬漏れに関するシステム連携調査、取引業者に関する債権・債務残高確認、規程類の整備改善状況確認 ・改善状況等:研究費管理体制に適正経理管理室にて、より適正な研究費の執行体制の確立に取り組むこととした。 ○6NC間の監事、監査室の連携を強化する為、NC監事、監査室の連絡会議をそれぞれ継続して開催した。 ○監査室が委員会事務局となる契約監視委員会を四半期に一度開催し、随意契約及び1者応札1者応募契約の適否について審議した。 ○研究費の適正管理の為、監査室が事務局となる適正経理管理室を平成23年10月に設置し、適正経理管理室会議を開催し、研究費不正経理防止計画を策定した。(第1回適正管理室会議を平成23年12月15日に開催し、平成24年3月19日の第2回会議により、研究費不正経理防止計画(案)を策定。)</p>
tui	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○知的財産の活用については、特許を企業にライセンスし製品化されたものから実施料を、また研究成果有体物を供与することで対価を得ることにより自己収入の拡大を図っている。 ○ライセンス、出願、放棄を決定するために、連携先の東大TLOと共同で特許性のみならず、市場性を検討して統合的に判断することをルールとし、ライセンスが期待できない出願は継続しないこととしている。 ○特許等の実績 ・平成22年度の特許出願件数21件 ・平成23年度の特許出願件数12件 ・平成22、23年度においては、特許を受ける権利等の譲渡及び実施許諾により8,652千円の収入があった。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>6. 事業の審査、評価</p> <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される評価委員会を設置し、中間・事後の評価を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称: がん研究開発費評価委員会 ・導入時期: 平成22年10月4日 ・評価者氏名・所属: <ul style="list-style-type: none"> 関谷 剛男(財団法人佐々木研究所・研究所長) 宮園 浩平(東京大学大学院医学系研究科長・医学部長) 塩崎 均(近畿大学・学長) 高嶋 成光(独立行政法人国立病院機構四国がんセンター・名誉院長) 深尾 彰(山形大学・副学長) 大島 明(大阪成人病センターがん相談支援センター・所長) 本田 麻由美(株式会社読売新聞東京本社・記者) 二村 雄次(愛知県がんセンター・名誉総長) 田村 和夫(福岡大学医学部腫瘍・血液・感染症内科学・教授) 武藤 誠(京都大学大学院医学研究科・遺伝薬理学・教授) 辻 一郎(東北大学大学院医学系研究科・社会医学講座公衆衛生学分野・教授) 山浦 晶(千葉県立保健医療大学・学長) 浅香 正博(北海道大学大学院医学研究科がん予防内科学講座・特任教授) ・評価の実績: 平成22年度は96課題、平成23年度は114課題についてそれぞれ評価を行い、採否と配分額を決定する根拠となった。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。</p> <p>○研究課題及び評価方法等についてホームページ上で公表している。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん研究開発費の概要、外部評価委員一覧、研究課題一覧、がん研究データベース(基本情報、研究者情報、報告書情報。旧がん研究助成金時代のものを含む。)、評価方法

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立循環器病研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、686,936千円となっており、国時代(平成21年度)の770,411千円と比べれば、83,475千円(10.8%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし

基本方針の記載

具体的な見直し状況

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年3月28日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。(平成23年度中に4回開催。審議の概要については、法人のHPで公表している)。
 ・平成23年3月31日に第1回契約監視委員会を開催し、委員長選出及び設置要項、関係規程等について事務局より概要説明をした。
 ・平成23年4月18日に第2回契約監視委員会を開催し、次の3点について審議・点検をした。
 ①競争性のない随意契約：平成22年度80件及び平成23年度10件
 (審議結果)公募などの方法を積極的に取り入れ、競争性の確保を図るべきである。契約対象者が少数かつ限定される場合、直接連絡等の方法により競争性の確保を図るべきである。
 ②一者応札・一者応募となった契約：平成22年度70件及び平成23年度17件
 (審議結果)一者応札の場合、2回以上の再度入札は競争性がない。入札参加資格要件のハードルが高くないよう、発注の仕方も含めて工夫する等により競争性の確保を図るべきである。
 ③落札率100%となった契約：平成22年度18件及び平成23年度7件
 (審議結果)独自の係数等をもって予定価格を設定する等工夫が必要である。
 ・平成23年11月21日に第3回契約監視委員会を開催し、次の3点について審議・点検をした。
 ①競争性のない随意契約：平成23年度20件
 (審議結果)特になし。
 ②一者応札・一者応募となった契約：平成23年度8件
 (審議結果)納期に十分配慮し、新たな参入者を募る努力をすること。仕様書等をホームページに掲載するなど、応札者への配慮をすること。公告期間は案件に応じ、応札者に十分配慮した期間を確保するよう努力をすること。入札に参加できなかった事由等については、今後の参考にもなるため、出来るだけその詳細を把握すること。
 ③落札率100%となった契約：平成23年度3件
 (審議結果)予定価格は単純に前年度価格とすべきではなく、適正な価格となるよう慎重に決定すること。
 ・平成24年1月23日に第4回契約監視委員会を開催し、次の4点について審議・点検をした。
 ①競争性のない随意契約：平成23年度18件
 (審議結果)契約締結の段階で対応関係である単価の要素を仕様書若しくは契約書に盛り込む等契約の仕方を改善すべきである。秘密保持契約を含む契約はセンター代表権のある理事長名での契約を検討すること。
 ②一者応札・一者応募となった契約：平成23年度5件
 (審議結果)機器等構成については、競争性を高めるよう十分に留意すること。
 ③落札率100%となった契約：該当案件無し。
 ④一者応札・応募事案フォローアップ票(平成23年度分)について
 (審議結果)「電子入札システムの導入についても検討することが適当と考えられる。」を契約監視委員会のコメントとすること。
 ○契約審査委員会による審議実施
 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を実施した。(22年度開催実績3回、23年度開催実績11回)【実施日】平成22年7月1日、9月28日、平成23年3月2日
 平成23年度 4月7日、5月12日、6月2日、7月14日、9月1日、10月6日、11月10日、12月1日、12月1日、平成24年1月19日、2月16日、3月13日【審査内容】
 ・契約審査(予定価格1000万円以上、公募型企画競争)
 ・契約審査(予定価格1000万円未満の契約の内、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約)※平成23年11月10日以降
 ・競争参加資格の拡大 ・四半期毎の取引先別取引額 ・契約事務取扱細則、契約審査実施要領等の見直し
 ・契約審査案件の結果報告
 【総長への答申内容】
 ・システム導入支援業務について、競争参加資格を緩和すること。
 ・賃貸借契約について、費用を他の契約方法と比較した資料を提出すること。
 ・一社応札が予想される案件について、今後同じ契約又は類似の契約を実施する場合は、早目に計画を立てて入札を執行し、入札参加者が十分な準備期間を確保出来るよう留意して、一者応札を避けること
 ・研究機器の保守契約について、使用実績、使用見込、保守・修理実績に基づき、契約の妥当性を検討すること。
 ・市民公開講座運営業務委託契約(公募型企画競争)について、効率的・効果的な広報活動の提案に関して仕様書を見直すこと。
 ・契約監視委員会に合わせ、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約についても審査対象とすること。
 【一者応札・一者応募の改善方策例】
 ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する
 ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない
 ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する
 ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする
 ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。
 【契約実績】
 ・平成22年度実績
 (金額ベース) 一般競争等11,543,913千円(89.0%) 競争性のない随意契約1,425,181千円(11.0%)
 (件数ベース) 一般競争等358件(81.9%) 競争性のない随意契約79件(18.1%)
 ・平成23年度実績
 (金額ベース) 一般競争等12,829,053千円(75.2%) 競争性のない随意契約4,224,655千円(24.8%)
 (件数ベース) 一般競争等372件(79.3%) 競争性のない随意契約97件(20.7%)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成24年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 仕様書の策定等に当たっては、複数の職員で構成される仕様書策定委員会や機種選定委員会などの各種委員会において決定している。</p> <p>○ 研究機器だけに限らず、使用目的、頻度を踏まえ、調達におけるリース契約、購入契約等を比較し、採用している。</p> <p>○ 調達に当たっては、近隣施設等への価格照会を実施し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえた検討や取組を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 医師の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。</p> <p>(参考) 医師の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「119.5」)</p> <p>・ 医師の平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数106.7、地域・学歴勘案119.5となることが見込まれるが、上述のとおり、医師確保が厳しい情勢のなか、優秀な医師を確保するための処遇改善が重要課題でもあり、国家公務員の医師給与、公立・民間医療機関の医師の給与等を総合的に考慮したうえで、適切な水準の確保について検討することにより平成24年度(平成25年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね119.0となるよう努力していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 医師の給与水準については、引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成23年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 管理運営の適正化</p> <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p><人員体制> ○事務部門 ・平成22年4月より事務部門は、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的運営を確保する体制を整備 ○ガバナンス体制 理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化、また23年度の課題として以下の取組を行っている。 ・中央診療体制の抜本的再編・・・新たに中央支援部門を設置して、医療連携に関する機能を強化、特に当該部門内に病床統括管理室を置くことにより、病床運営の効率化を図った。また、別に中央管理部門を設置し、医療安全・感染対策・褥瘡対策等の安全管理体制を強化するとともに、教育研修体制の整備を図った。 ・看護部門の体制強化・・・副看護部長を1名増(2名から3名)することにより、看護職員の代謝(採用・退職)管理体制の強化を図った。 ・健康管理室の設置・・・産業医のもとに産業保健師を配置し、職員の健康相談(特にメンタル相談)、健康管理体制の強化を図った。 ○職員研修 職員の意識改革の取組として以下の研修を実施 ・新採用職員研修 目的: 法人職員としての一般常識、病院職員としての安全義務、職員待遇等の基礎的な事柄を習得すること 日時: 平成22年4月1日(木)・2日(金)、平成23年4月1日(金)・4日(月)、平成24年4月2日(月)・3日(火) ・部長・医長研修会 目的: 病院部長・医長を対象に監督者としての権限や責務等のスキルを習得すること 日時: 平成22年9月9日(木)～10日(金) ・メンタルヘルス研修会 目的: 各職場における管理監督者・職場長に部下職員に対するメンタルヘルススキルと健康配慮義務の知識を習得させること、及び一般職員に対してはセルフケアや産業保健制度を解説し理解させること 日時: 平成22年7月22日(木)、平成23年2月24日(木)、平成23年7月13日(水)、平成24年1月24日(火) ・事務職員簿記研修 目的: 事務職員に対し、簿記の基本を習得させる事により会計業務のスキルアップを計る 日時: 平成23年11月17日(木)～18日(金)、11月28日(月)～29日(火) ・事務職員SD研修 目的: 事務職員に対する人材育成・能力開発(企画・発想・創造・判断・コミュニケーション) 日時: 平成23年1月21日(金)・・・係員対象 平成23年1月28日(金)・・・係長・専門職 ・今後の課題として、引き続き経営改善に必要な知識・技能の取得、病院経営に参画する行動力を身につけるための研修が必要と考えており、平成24年度においては上記研修に加え事務職員対象の基本的知識取得に係る研修を7月中旬に計画している。 ・更に独法移行時に導入した業績評価制度について、より適切な評価を行うことが出来るよう、評価者及び被評価者を対象とした研修を計画している。</p> <p><運営管理> ・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握 <効率化目標> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、686,936千円となっており、国時代(平成21年度)の770,411千円と比べれば、83,475千円(10.8%)削減している。</p> <p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p> <p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○監査室の設置(平成22年4月1日) 内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、理事長の下に独立した組織として監査室(監査室長1名、係長1名を配置)を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について、内部監査を実施している。</p> <p>○監査室による内部監査の実施 内部監査計画での重点項目 「契約に関する事項、支払いに関する事項、収入管理に関する事項、債権管理に関する事項、投資効果に関する事項、現金等の管理に関する事項、コンプライアンスの推進に関する事項、個人情報保護に関する事項、医療安全管理に関する事項、給与・勤務時間管理に関する事項、診療報酬管理に関する事項、運営費交付金の管理・執行に関する事項」</p> <p>①書面監査の実施(平成23年7~10月) … 「内部監査指導要領」並びに「内部監査指導要領(コンプライアンス編)」を作成、これに基づき、全部門に対する自己評価チェックリストによる自己評価を行った。 (被監査部門)全14部門 (監査項目)平成22年度:996項目、平成23年度:993項目</p> <p>②実地監査の実施(平成23年10~11月) … 上記自己評価の結果を踏まえ、諸規程等に対する合規制、業務運営の適正性及び効率性を監査するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 (平成22年度)被監査部門:全7部門 ⇒ 主な指摘事項:コンプライアンス上の問題として宿日直勤務、業務委託契約、栄養管理計画書、栄養管理業務の運営、診療エックス線装置使用にかかる管理区域、内部統制上の問題として、ファームバンキングにかかる内部統制、文書管理、棚卸実施委員会、窓口における過収納の返還、再審査請求について指摘を行った。 (平成23年度)被監査部門:全8部門 ⇒ 主な指摘事項:特になし。</p> <p>③競争的研究資金に関して、「内部監査指導要領(競争的研究資金編)」を作成、これに基づき、該部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成23年8~9月)するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 (平成22年度)監査項目:108項目 ⇒ 主な指摘事項:研究者との関係に関する定め、間接経費にかかる事務、設備等にかかる事務、行動規範、公的研究費調査委員会、防止計画推進部署の設置、経費管理について指摘を行った。 (平成23年度)監査項目:117項目 ⇒ 主な指摘事項:設備等にかかる寄付の受入について指摘を行った。</p> <p>④債権・債務残高確認に関して、「取引業者に関する債権・債務残高確認監査実施要領」を作成、これに基づき、取引業者に対し、債権・債務残高の確認(平成23年12月)を行った。 (平成23年度)監査結果:特に問題なし。</p> <p>⑤公文書等管理に関して、「内部監査指導要領(公文書等管理編)」を作成、これに基づき、該部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成24年2月)した。 (平成23年度)監査項目:32項目 ⇒ 主な指摘事項:文書の施行、研修について指摘を行った。</p> <p>⑥個人情報保護に関して、「内部監査指導要領(個人情報保護編)」を作成、これに基づき、該部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成24年2月)した。 (平成23年度)監査項目:42項目 ⇒ 主な指摘事項:保有個人情報ファイル管理簿について指摘を行った。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 研究開発基盤センター知的資産部を通じて、センターの知的財産・知的資産の製品化・事業化を目指した連携活動をおこなっている。 ○ 知的財産ポリシー及び職務発明等規程を整備し、知的財産権の出願及び活用について、方針を定めている。当該方針に基づき、職務発明委員会において、センター内有識者の判断の下、出願の可否を判定している。 ○ 共同研究の成果による共同出願を推進し、共同研究者による知的財産活用を図っている。一方で、センター単独の権利は厚生労働大臣認定TLOに権利を譲渡することにより、知的財産の活用を図っている。平成23年度においては、知的資産活用審査委員会を設置し、センター自ら特許権又はノウハウ等の知的財産権をライセンスできる体制を整えることを検討している。なお、実施許諾に至っていない特許権は、当該特許権の技術評価を第三者に委託し、ライセンス可能性を探っている。 ○ 特許等の実績 ・平成22年度の職務発明委員会での特許出願審査件数36件 ・平成23年度の職務発明委員会での特許出願審査件数41件 ・平成22、23年度においては、特許を受ける権利等の譲渡及び実施許諾により13,726千円(平成22年度は5,602千円、23年度は8,124千円)の収入があった。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究開発費による研究課題等については、循環器病研究開発費評価委員会を平成22年度より設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。現在の外部委員、評価実績は下記の通りである。 ・小室 一成(大阪大学教授)、岩田 博夫(京都大学教授)、岩尾 洋(大阪市立大学教授)、片岡 佳和(国立病院課長) ・22年度事後評価(H23.4)、23年度事前評価(H23.4)、22年度課題中間評価(H24.2)、23年度事後評価(H24.4)、24年度事前評価(H24.4)</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。 ○ 研究部門の評価については、外部の専門家で構成される評価委員会において、原則として中期計画期間3年目及び5年目に実施され、評価結果を公開することとしている。評価委員会の下部組織として評価小委員会が存在しており、原則毎年評価を実施している。委員会は外部委員5名と内部委員5名の計10名で構成されており、平成23年度分の評価は平成24年6月に書面審査により実施した。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立精神・神経医療研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、485,157千円となっており、国時代(平成21年度)の630,800千円と比べれば、145,643千円(23.1%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし

基本方針の記載

具体的な見直し状況

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年2月24日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。

・平成23年3月31日契約監視委員会を開催し、平成22年度末までに契約が締結された調達案件(随意契約46件、一者応札・一者応募となった契約57件、新規案件52件)について点検・見直しを行った。

随意契約については、リース案件の継続、緊急の機器の修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者入札の競争性の確保等に係る改善の指摘を受けたところであり、長期間の公告期間の確保、参加資格要件の見直し等を実施する。

・平成23年度は4回開催し、各開催日までに契約が締結された調達案件及び入札公告又は契約締結を予定している調達案件(①前回の調達に引き続き、競争性のない随意契約1件、②前回の入札に引き続き、一者応札であったもの12件、③前回の入札に引き続き、落札率100%であったもの12件、④競争性のない随意契約5件、⑤入札結果が一者応札となったもの52件、⑥入札結果が落札率100%となったもの12件)について、点検を行った。

なお、前回の調達に引き続き、競争性のない随意契約について、随意契約事由に検討の余地があるとの指摘がされたため、今後の契約において見直しを検討している。

○契約審査委員会による審議実施

・公募型企画競争及び予定価格が一定額を超える契約に関する重要事項(契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他)については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。原則毎月2回開催し審議を実施。(22年度の開催実績14回、23年度の開催実績11回)

・平成22年度において、一般競争入札(最低価格落札方式)による研究機器の調達にかかる仕様書の記載について、競争性の阻害要因となり得るとの指摘されたため、仕様書を修正し、改めて契約審査委員会にて審議を行った。

・平成23年度において、公募型企画競争によるオープンラボの設置・運營業務、FM業務等におけるコンサルティング業務にかかる評価基準、評価方法及び配点基準等にかかる客観性や均衡に指摘があり、当該指摘に基づき評価基準等を修正し、改めて契約審査委員会にて審議を行った。

【一者応札・一者応募の改善方策例】

・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する

・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない

・業務内容を具体的に分かりやすく記載する

・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする

・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

【契約実績】

・平成22年度実績

(金額ベース)

一般競争等2,182,781千円(87.5%)、競争性のない随意契約311,405千円(12.5%)

(件数ベース)

一般競争等188件(85.8%)、競争性のない随意契約31件(14.2%)

・平成23年度実績

(金額ベース)

一般競争等6,230,500千円(96.72%)、競争性のない随意契約211,291千円(3.28%)

(件数ベース)

一般競争等214件(93.04%)、競争性のない随意契約16件(6.96%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成24年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○調達に係る仕様要件については、研究の目的に従い、可能な限り複数者が入札参加できる仕様としている。</p> <p>○調達物の性質、使用期間、価格等から、購入又はリースによる調達の検討を行い、調達している。また、他の医療機関が保有する機器を借用し臨床研究を行う等、機器の共同利用等を行っている。</p> <p>○価格調査に当たっては、従来より関係機関及びインターネット等で購入実績のある機関への価格照会、納入実績証明、複数業者からの参考見積等を確認し、適正な価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえた検討や取組を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 医師、研究職の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。 (参考) 医師の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「120.4」) 研究職の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「110.3」)</p> <p>・優秀な医師確保のため、医師の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。また、人事院勧告、民間病院の医師の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより、平成24年度(平成25年度公表)までに対国家公務員指数を概ね109となるよう努力していく。</p> <p>・優秀な人材確保のため、研究職員の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の研究職員の給与、公立・民間研究機関の研究職員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。また、人事院勧告、公立・民間研究機関の研究職員の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより平成24年度(平成25年度公表)までに対国家公務員指数を概ね112となるよう努力していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成23年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚労省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 管理運営の適正化</p> <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p><人員体制></p> <p>○事務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現 <p>○ガバナンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化 ・企画戦略室に2名の専任職員を配置し、センターの運営改善等に資する企画立案の取り組みを行っている ・病院部門については、特命副院長2名(教育・研修・情報担当及び臨床研究・経営担当)を配置し、体制を強化 <p>○職員教育</p> <p>以下のとおりスキルアップ研修等を実施し、職員の意識改革を実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇研修・・・患者様の目線に立ったサービス提供を行うことを目的とした。(平成22年11月30日) ・簿記研修・・・適切な会計処理の習熟を図り、経営等に対する意識付けを行った。(平成22年12月7日・13日、平成23年11月1日・4日) ・事務職員実務研修・・・担当する実務概要を発表させることで、担当者における情報の概括並びに発表能力を養成した。(平成24年2月21日、5月30日、7月27日予定) ・適正な業務遂行が図られるよう中間管理者用職員研修資料及び会計事務等に係る標準的業務フローを取りまとめ職員に配布した。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象にセンターの運営改善やミッション達成に役立つ提案を聴取するため、提案窓口を企画戦略室に設置 <p><運営管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院経営の改善に資するよう、毎月1回、月次決算の分析・報告や各部門からの改善事項の提案等を行う会議を開催 ・診療情報の一元管理及びチーム医療の推進、病院業務で発生するオーダーの電子化による業務の効率化を図るため、電子カルテシステムを導入 <p><効率化目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、485,157千円となっており、国時代(平成21年度)の630,800千円と比べれば、145,643千円(23.1%)削減している。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。</p> <p>○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。</p> <p>○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査室の設置によりガバナンス体制を強化するとともに、内部統制充実のため内部監査計画書に基づき財務、会計及びコンプライアンス等について監事（公認会計士）と監査室合同による監査（実地監査、書面監査）を実施。 ・実地監査として「旅費、タクシー券の管理（平成23年9月21日）、公的研究費及び特許にかかる維持管理（平成23年10月12日）、新規固定資産の実査（平成23年11月7日）、債権管理、診療報酬管理（平成23年11月24日）、個人情報保護の管理、任用、給与、服務（平成23年12月13日）、年度計画進捗状況（平成24年2月1日）、取引業者の債権債務確認調査（平成24年1月16日）」について監査を行い、改善を要する事項について指摘している。 <p>また書面監査として庶務、財務、会計、診療報酬管理、医療安全管理及びコンプライアンス等に関する事項について、自己評価チェックリストによる自己点検を実施（平成24年1月11日）し、実務担当者への業務取組方、ポイント等の再認識を図っている。</p> <p>○監査法人（新日本有限責任監査法人）による監査の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人との連携により内部統制評価、期中、期末監査を実施し諸規程等に対する合規性、業務運営の適正性及び効率性、財務報告の信頼性などの充実強化に努めている。
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○知的財産の活用に民間の知識を活用するため、平成22年度より知的財産戦略ネットワーク株式会社との知財戦略や相談に関する契約締結やBioJapan等の企業展示イベントへの参加を行い、国内外大手製薬企業に対して情報提供を行っている。</p> <p>○知的財産の活用予定については、特許出願を元に、事業化に向けてのパートナーを探している。また、一方で単独で事業化を進めるために、研究助成金等の申請を行っている。</p> <p>○特許申請、特許放棄等の現在のルールについては、弁理士事務所や知的財産戦略ネットワーク株式会社を利用し、事前調査を実施する。その後、職務発明審査委員会を開催し幹部による協議の上、出願の可否を決定する。また、拒絶査定、特許料支払時に、弁理士事務所、相手企業、発明者等の関係者から事業化の見込み、維持の必要性等を調査し、職務発明委員会で放棄の可否を決定する。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の特許出願件数10件 ・平成23年度の特許出願件数11件

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>6. 事業の審査、評価</p> <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される以下の評価委員会を設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 精神・神経疾患研究開発費評価委員会 ・導入時期 平成22年より ・評価者 清水 輝夫 帝京大学医学部 教授 水澤 英洋 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 教授 高橋 良輔 京都大学大学院医学研究科臨床神経学 教授 加藤 進昌 昭和大学附属烏山病院 病院長 井上 新平 高知大学 神経精神科学教授 橋本 俊顕 徳島赤十字ひのみね総合療育センター 園長 高嶋 幸男 柳川療育センター 施設長 塚原 太郎 厚生労働省大臣官房厚生科学課長 片岡 佳和 厚生労働省医政局国立病院課長 山本 尚子 厚生労働省健康局疾病対策課長 福田 祐典 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 ・評価の実績 学術的観点による評価、行政的観点による評価、研究開発費の適正な執行を行う上で の問題点、倫理上の問題点等々を評価している。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。</p> <p>○研究課題、評価方法及び各研究課題の研究報告書等についてホームページ上で公表している。なお、具体的内容は、研究目的、研究方法・結果・考察、結論、研究発表、知的所有権の出願・取得状況、自己評価</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立国際医療研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、633,795千円となっており、国時代(平成21年度)の783,408千円と比べれば、149,612千円(19.1%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年12月19日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>・平成23年3月24日に契約監視委員会を開催し、平成22年4月から12月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約41件及び一者応札・一者応募となった契約29件について点検・見直しを行った。随意契約については、2件については一般競争入札へ移行、残りの39件については、リース案件の継続、機器修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった契約については、応札しなかった理由等のアンケートを実施し、その結果を踏まえ参加要件等の見直しを行った。</p> <p>・平成23年11月9日に契約監視委員会を開催し、平成23年1月から9月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約42件、一者応札・一者応募となった契約37件、落札率100%となった契約3件について審議された。</p> <p>随意契約については、8件について次回入札時までに再審議となり、残りの34件については、リース案件の継続、機器修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった契約については、やむを得なかったと判断された。</p> <p>・平成24年4月11日に契約監視委員会を開催し、平成23年10月から12月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約11件、一者応札・一者応募となった契約4件、前回からの再審議8件について審議された。</p> <p>随意契約については、リース案件の継続、機器修理、唯一の販売機関等のやむを得ない理由によるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった契約については、やむを得なかったと判断された。一者応札・一者応募となった契約、再審議について、やむを得なかったと判断された。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に係る重要事項は、外部委員、監事等で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している(毎月開催し、審議を実施)。</p> <p>平成23年度は、公認会計士、弁護士といった外部委員が出席し、契約方法(一般競争、随意契約)の理由、経営効率、一括購入、調達数量、競争性の確保等の妥当性について、一般競争入札(1,000万円以上の契約68件)、随意契約(500万円以上の契約20件)及び公募型プロポーザル方式契約(2件)の計90件の契約について審議を行い概ね問題はないとの意見であった。なお、委員会からは、「明確で合理的な理由がある場合には、一般競争入札以外の契約のほうが総合的に見て効率的・効果的である場合もあり、一般競争入札を原則としつつも必要に応じて他の契約方法も検討すべきである」旨の意見があった。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。 <p>【契約実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度実績 (金額ベース) 一般競争 11,822,534千円(87.2%)、競争性のない随意契約 1,739,717千円(12.8%) (件数ベース) 一般競争 432件(83.9%)、競争性のない随意契約 83件(16.1%) ・平成23年度実績 (金額ベース) 一般競争 19,579,910千円(92.9%)、競争性のない随意契約 1,506,903千円(7.1%) (件数ベース) 一般競争 380件(86.8%)、競争性のない随意契約 58件(13.2%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成24年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○研究機器等、研究所に関する機器については、研究所共通機器委員会において仕様要件等について審議を実施。また、外部委員、監事等で構成する契約審査委員会を開催し競争性、公正性及び透明性について審査を実施。</p> <p>○調達方式については、リース方式が割安の場合はリースとしている。</p> <p>○調達に当たっては、近隣施設へ価格照会等を行い適正価格の把握を実施。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえた検討や取組を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p> <p>○ 医師、研究職の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。 (参考) 医師の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「113.3」) 研究職の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「109.1」)</p> <p>・医師の平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、103.2、地域・学歴勘案113.3となるが見込まれるが、医師不足については、当法人においても例外ではないところであり、医師の確保状況に配慮しつつ、当法人の事業運営、民間医療機関の医師の給与及び国家公務員の医師の給与等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時(平成26年度末)までに対国家公務員指数で概ね103以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。</p> <p>・研究職の平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、113.0、地域・学歴勘案109.1となるが見込まれるが、研究者については、優秀な人材を確保するため、当法人の事業運営、民間研究機関の研究者の給与及び国家公務員の研究者の給与等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時(平成26年度末)までに対国家公務員指数で概ね112以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPIに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPIにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成23年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 管理運営の適正化</p> <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p><人員体制></p> <p>○事務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月から事務部門は、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的の運営を確保する体制を整備 ・平成24年4月から統括事務部長を設置し、事務部門全体の総合調整等に係る体制を整備 <p>○ガバナンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、企画戦略局及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化 <p>○職員教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革として、①～④を実施 ①外部理事と有志職員によるミッション等に係る集中討議を実施(平成22年6月24日、平成23年10月5日) ②職員の自主的活動としてQC活動を実施(平成22年7月～) ③全職員から運営に係る提案募集の実施(平成23年1月～) ④事務職員を対象に、 財務会計(平成23年10月24、25日) 経営(平成23年2月14日、10月6日、11月25日) 接遇(平成23年4月6日)に係る研修を実施。 ・今後、キャリアパスや専門的な資格取得などセンター運営に資する職員能力開発に係る職員教育体制の構築を検討 <p><運営管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握 ・業務改善、経営改善に向けて、職員の意見を聞き、自主的取り組みを行うため、院内ホームページ等により「業務改善提案募集」を実施。 ・一般管理費の節減を目指して、在庫管理の効率化を図るため、物流管理システムの導入と在庫数の見直しを実施 <p><効率化目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、633,795千円となっており、国時代(平成21年度)の783,408千円と比べれば、149,612千円(19.1%)削減している。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の甲電供花の内規により運用している。</p> <p>○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。</p> <p>○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監査室の設置と内部監査の実施 ・平成22年4月からガバナンスの強化、コンプライアンスの確保を推進するため、理事会、監査室、コンプライアンス室を設置 ・監査室による内部監査を実施 <22年度実績> ①国から承継した固定資産(物品)の管理について ②競争的研究資金による研究費の経理について ③物品・役務等の契約について ④保有個人情報の管理を重点項目とし実施 ①と③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、②と③については、管理や業務体制に十分でない面が見受けられるとする旨の指摘し、その後状況をフォローし改善を行った。 <23年度実績> ①外部資金による研究費等の経理に関する事項 ②固定資産の管理に関する事項 ③保有個人情報の管理に関する事項 ④旅費の経理に関する事項 ⑤公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務に関する事項 ⑥法人文書の管理に関する事項 を重点項目とし、前回監査の指摘事項に対する取組状況を踏まえ実施 ①～③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、④と⑥については、管理や業務体制が十分でない面が見受けられるとする旨の指摘をし、その後の状況をフォローし改善を行った。⑤については、適正に管理・取引されていた。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 看護大学の授業料等については、看護系大学等民間の水準等を考慮した適正な負担となるよう取り組んでいる。</p> <p>(直近の授業料等の改定) 入学料 平成14年度に、5,000円引き上げ、282,000円とした。 授業料 平成18年度に、15,000円引き上げ、535,800円/年とした。 (現在の授業料等の金額) 入学料 学部、研究課程ともに、282,000円 授業料 学部、研究課程ともに、535,800円/年</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 知的財産の活用に民間の知識を活用するため、平成22年度より、知的財産戦略ネットワーク株式会社との知財相談に関する契約締結や、理化学研究所との知財シーズマッチングのためのミーティング(年2回開催)等を行っている。</p> <p>○ 関係部門による知的財産に関する相談・管理体制の充実に向けた委員会を設置し、懸案事項の整理を行い、また、職務発明委員会の審査・判定に必要な要件を追加し、適正な管理体制の取組を行った。</p> <p>○ 特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の特許出願件数4件 ・平成23年度の特許出願件数21件 ・平成23年度においては、特許を受ける権利等の譲渡及び実施許諾により222千円の収入があった。
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される評価委員会を独法移行時より設置し、事前・中間・事後の評価を行い、採択・継続すべき研究課題を決定している。平成23年度は、応募数30件のうち、17件を採択。平成24年度は、応募数45件のうち、22件を採択した。また、事後評価の結果が芳しくない研究者には、新規研究課題を採択しないよう、事後・事前の委員会の結果に関する情報共有を通じ、連携を行っているところ。</p> <p><事前評価部会委員></p> <p>遠藤弘良(東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座教授)、丸井英二(順天堂大学医学部公衆衛生学教授)、三砂ちずる(津田塾大学国際関係学部教授)、有吉紅也(長崎大学熱帯医学研究所教授)、柳澤理子(愛知県立大学看護学部看護学研究科教授)、牛尾光宏(独立行政法人国際協力機構人間開発部技術審議役)、片岡佳和(厚生労働省医政局国立病院課長)、加藤誠也(結核予防会結核研究所副所長)、以上、国際医療協力研究分野。木村哲(東京通信病院院長)、小池和彦(東京大学大学院医学系研究科内科学専攻消化器内科教授)、岩本安彦(東京女子医科大学糖尿病センター長)、吉倉廣(国立感染症研究所名誉所員)、加来浩平(川崎医科大学糖尿病内分泌科教授)、片岡佳和(厚生労働省医政局国立病院課長)、以上、疾病研究分野。</p> <p><中間、事後評価部会委員></p> <p>遠藤弘良(東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座教授)、神馬征峰(東京大学大学院医学系研究科国際地域保健学教授)、三砂ちづる(津田塾大学国際関係学教授)、中野貴司(川崎医科大学臨床医学系小児科学教室教授)、柳沢理子(愛知県立大学看護学部看護学研究科教授)、牛尾光宏(独立行政法人国際協力機構人間開発部技術審議役)、片岡佳和(厚生労働省医政局国立病院課長)、石川信克(結核予防会結核研究所所長)、以上、国際医療協力研究分野。滝口雅文(熊本大学エイズ学センター長)、三代俊治(東芝病院研究部部長)、渥美義仁(東京都済生会中央病院副院長)、福井次矢(聖路加国際病院院長)、岩本愛吉(東京大学医科学研究所教授)、綿田裕孝(順天堂大学大学院代議内分科教授)、以上、疾病研究分野。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究課題の採択の可否については外部の専門家で構成される事前評価委員会の意見を聴取したうえで決定しており、採択された研究課題の進捗状況は、外部の委員からなる中間評価委員会で、毎年評価している。成果の上まらない研究については、研究計画の中止もしくは研究費の減額を行っている。</p> <p>○ 採択した研究課題及び、毎年の研究報告書についてはホームページで公表している。</p> <p>○ 研究部門の最終評価については、外部の専門家を含む事後評価委員会において、原則として3年ごとに実施され、評価結果を公開することとしている。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立成育医療研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、497,563千円となっており、国時代(平成21年度)の643,473千円と比べれば、145,910千円(22.7%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年4月1日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>・平成23年度は委員会を3回開催し、①競争性のない随意契約、②一般競争入札等の契約案件のうち、一者応札・一者応募について契約の競争性を確保するための改善方策の妥当性、③一般競争入札等の契約案件のうち、落札率が100%であったものについて、予定価格の設定に関する妥当性等について審議を実施している。随意契約については、リース契約の残期間に係る継続案件、医療機器等の緊急を要する修理案件及びその相手以外からは購入することが出来ない等の「やむを得ない理由」や「競争の余地がない」ものであった。また、随意契約の指針(随意契約せざるを得ない事項とその根拠を整理したもの)を作成することとなった。なお、一者応札・応募になった案件については、契約者以外の応募希望者にアンケート等を実施し改善を図っている。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会において、必要の都度あらかじめ審議を実施した。平成23年度は12回開催し、計62件(再審議1件含む)について審議を実施した。主な指摘事項として、競争性のない随意契約として審議に掛けられた案件について、より詳細で明解な理由書を作成するように改善指示するなど、また、一般競争入札においても特定の業者に限定されることがないように仕様書の記載方法について一般名を使うように改善を指示した。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。 <p>【契約実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度実績 (金額ベース) 一般競争等5,772,380千円(84.4%)、競争性のない随意契約1,070,815千円(15.6%) (件数ベース) 一般競争等213件(78.0%)、競争性のない随意契約60件(22.0%) ・平成22年度実績 (金額ベース) 一般競争等6,392,731千円(68.8%)、競争性のない随意契約2,904,339千円(31.2%) (件数ベース) 一般競争等153件(79.3%)、競争性のない随意契約40件(20.7%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成24年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p> <p>○一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会により仕様書の見直し等を審査した。 ○調達方式については、リース方式が割安の場合はリース方式としている。 ○医療器械及び研究機器の購入にあたっては、他の医療機関及び研究機関に購入実績を照会するとともに、市場価格調査も参考に適正な価格の把握に努めた。</p> <p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえた検討や取組を行う。</p> <p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 医師、研究職の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。 (参考) 医師の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「117.4」)</p> <p>・ 医師の平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数104.6、地域・学歴勘案117.4となることを見込まれるが、社会問題化している医師不足については、当センターにおいても例外ではないところであり、医師の確保状況に配慮しつつ、当センターの業務の実績、公立・民間医療機関等の給与や社会一般の情勢等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討を行い、平成24年度(平成25年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね117になるように努力していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚生労働省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成23年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>

基本方針の記載

具体的な見直し状況

② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

<人員体制>
 ○事務部門
 ・事務部門については、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし、責任の明確化を図るとともに効率的・効果的な運営体制を整備。
 ○ガバナンス体制
 ・理事会、執行役員会議、企画戦略室及び監査室等の設置によりガバナンス体制を強化
 ○職員教育
 ・理事長及び理事による、全職場を対象としたヒアリングを実施し、職員の意識改革を図り、現状の問題点の解決策を検討。
 ・センターの理念と基本方針の実現に向けた「職員の行動宣言」を制定し周知を図った。
 ○その他
 ・平成22年度に実施した研修

独法会計簿記研修	9月29・30日	延べ11時間	延べ	56名
消費税研修	12月6日・2月9日	延べ4時間	延べ	44名
接遇研修	11月18日	2時間		150名
ハラスメントに係る研修	12月2日	2時間		109名

 ・平成23年度に実施した研修

独法会計簿記研修	11月1・2日	延べ12時間	延べ	38名
消費税研修	9月13日	1.5時間		27名
経営分析研修	10月25日	3時間		35名
メンタルヘルス研修	10月28日	1.5時間		67名
ハラスメントに係る研修	12月1日	2時間		76名

 ・独法会計簿記研修：対象 事務職 内容 簿記全般、独法会計基準等 講師 公認会計士
 ・消費税研修：対象 事務職 内容 消費税の仕組みと課税仕入区分等 講師 税理士
 ・接遇研修：対象 全職員 内容 患者、家族への対応等について 講師 元CA
 ・ハラスメント研修：対象 全職員 内容 セクハラ、パワハラ等について 講師 大学教授
 ・経営分析研修：対象 幹部職員・事務職 内容 平成22年度の経営実績について 講師 公認会計士
 <運営管理>
 ○センター全体での経営意識の向上、改善方策の検討・実施を行うため経費削減部会を設置。
 <効率化目標>
 ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。
 ・平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、497,563千円となっており、国時代(平成21年度)の643,473千円と比べれば、145,910千円(22.7%)削減している。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。
 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。
 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。

○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ガバナンスの強化、法令遵守の徹底等を目的にコンプライアンス室及び監査室等を設置した。</p> <p>○監査室による科研費等補助金の無作為抽出モニタリング内部監査を平成23年7月から10月にかけて実施した。研究費経理事務マニュアルに則って各支出費目ごとの経理事務が適切に行われているか証拠書類の確認及び経理担当者へのヒアリングを行っている。</p> <p>監査の結果として、①研究費被雇用者の勤務時間管理②物品費にかかる納品書の日付記入③旅費にかかる旅行命令簿の作成④研究代表者の分担研究者への経理事務指導の周知・徹底等について改善の要請を行った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○知的財産を取り扱う部署として、知財・産学連携室を設置し、相談支援並びに管理について各部門と連携を図りながら研究成果や生物資源等を知的財産に結び付けるための体制を構築した。</p> <p>○知財に詳しい弁理士を外部専門委員として委嘱し、メールによる相談ホットラインを整備する等、相談体制の充実を図るとともに、研究所ならびに臨床研究センター内の研究グループに対し、ヒアリングを実施した。</p> <p>○職務発明の審査手順を明確にし手順書を作成するとともに、創造・保護・活用というわが国における知的財産政策の3つの柱を盛り込んだ、知的財産ポリシーの原案を作成した。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の特許出願件数2件 ・平成23年度の特許出願件数6件 ・平成22、23年度においては、特許を受ける権利等の譲渡及び実施許諾により、平成22年度94千円、23年度90千円の収入があった。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>6. 事業の審査、評価</p> <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される成育医療研究開発費評価委員会を平成22年4月1日設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。</p> <p>・22年度については、事前評価は、22年5月27日に継続課題の32課題、22年7月9日に新規課題の10課題、23年2月28日に新規と継続の39課題の評価をした。中間評価は継続課題の34課題を評価した。事後評価については、22年5月27日終了課題の5課題を評価した。</p> <p>・23年度については、事前評価は、24年3月2日に新規と継続の47課題について評価した。中間評価は、継続課題の16課題について評価した。事後評価については、24年1月6日に終了の7課題について評価した。</p> <p>【成育医療研究開発費評価委員会委員名簿】(平成23年4月1日現在)</p> <p>岡 明(杏林大学医学部教授)、河野洋一(千葉大学医学部附属病院院長)、竹田 誠(国立感染症研究所ウイルス第三部長)、中林正雄(恩賜財団母子愛育会 母子保健センター愛育病院院長)、平原史樹(横浜市立大学大学院医学研究科生殖生育病態医学教授)、三宅養三(愛知医科大学理事長)、山縣 然太朗(山梨大学医学工学総合研究部社会医学講座教授)、山崎晃資(臨床児童精神医学研究所長)、吉村泰典(慶應義塾大学医学部産婦人科額教授)、塚原太郎(厚生労働省大臣官房厚生科学課長)、片岡佳和(厚生労働省医政局国立病院課長)、泉 陽子(厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。</p> <p>○ 研究課題、研究報告書等についてはホームページで公表している。</p> <p>○ 研究部門の評価については、外部の専門家を含む評価委員会において、原則として2年ごとに実施され、評価委員名、評価の方法等を含め、評価結果ホームページで公開している。(URL:http://www.nch.go.jp/evaluate/evaluate.htm)</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立長寿医療研究センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、316,836千円となっており、国時代(平成21年度)の453,466千円と比べれば、136,630千円(30.1%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし

基本方針の記載

具体的な見直し状況

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。

・平成23年5月30日に第1回契約監視委員会を開催し、以下について審議・点検をした。

① 審議調書について

- ・契約監視委員会が審議する以下の事項について説明
 - (1)平成23年度以降に契約締結が予定されている調達案件の事前点検
 - (2)平成23年度以降の競争契約において、入札の結果が一者応札・一者応募又は落札率%となった調達案件の事後点検
- ・以下の審議内容についての説明
 - (1)随意契約の妥当性
 - (2)競争契約を確保するための措置の有無
 - (3)競争契約において落札率100%回避方針の有無
 - (4)結果、一者応札・一者応募又は落札率100%となった調達案件の要因分析
- ・審議件数について
 - 平成22年度及び既に締結した平成23年度の各契約種別の件数については、次回に報告する。

上記事項について事務局より説明を行い了承を得た。

② その他

- ・・・独立行政法人の契約状況の点検・見直しにかかる関係通知、関係規程等について、事務局より説明。
- 平成23年度契約監視委員会による審議の実施
- ・契約監視委員会を第1回以降、次のとおり開催し、審議・点検を受けた。
 - (1)第2回契約監視委員会(平成23年10月28日開催)
 - ・競争性のない随意契約 32件
 - ・前回1者応札又は落札率100% 11件
 - ・結果、1者応札又は落札率100% 4件
 - (2)第3回契約監視委員会(平成24年2月16日開催)
 - ・競争性のない随意契約 19件
 - ・前回1者応札又は落札率100% 2件
 - ・結果、1者応札又は落札率100% 3件
 - (3)第4回契約監視委員会(平成24年3月29日開催)
 - ・競争性のない随意契約 16件
 - ・前回1者応札又は落札率100% 4件
 - ・結果、1者応札又は落札率100% 10件

○契約審査委員会による審議実施

契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、一定額以上の契約については、外部委員を含む直接契約に関与しない職員で構成される契約審査委員会に諮り、審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保し透明性の確保、競争性を図っている。

【一者応札・一者応募の改善方策例】

- ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する
- ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない
- ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する
- ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

【契約実績】

- ・平成22年度実績(金額ベース)
- 一般競争1,906,650千円(73%)、競争性のない随意契約706,490千円(27%)
- (件数ベース)
- 一般競争等138件(64%) 競争性のない随意契約79件(36%)
- ・平成23年度実績(金額ベース)
- 一般競争2,924,404千円(79%)、競争性のない随意契約800,588千円(21%)
- (件数ベース)
- 一般競争等162件(73%) 競争性のない随意契約60件(27%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成24年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p> <p>○仕様書の策定等に当たっては、複数の職員で構成される仕様書策定委員会や機種選定委員会などの各種委員会において決定している。 ○研究機器だけに限らず、使用目的、頻度を踏まえ、調達におけるリース契約、購入契約等を比較し、採用している。 ○原則一般競争入札であることの徹底、予定価格の適正な積算等を遵守しており、他の機関に対し価格照会を行ない、その結果をもとに価格交渉を実施するなど、適正な価格の把握に努めている。</p> <p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえた検討や取組を行う。</p> <p>○医薬品、試薬等については、国立高度専門医療研究センター(6NC)で共同入札を実施し、業務の効率化及びスケールメリットを活かしたコスト削減を図った。平成24年度においては、一層のスケールメリットを活かすために、6NC、国立病院機構、労災病院の8法人で医薬品等の共同入札を行う。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p> <p>○ 医師、研究職の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。 (参考) 医師の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「110.8」) 研究職の平成23年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「111.3」)</p> <p>・医師の平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数115.9、地域・学歴勘案110.8となることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成24年度(平成25年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね110となるよう努力していく。</p> <p>・研究職の平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数106.4、地域・学歴勘案111.3となることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間医療機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成24年度(平成25年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね111となるよう努力していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成23年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 管理運営の適正化</p> <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p><人員体制></p> <p>○事務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門については、組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を構築。 <p>○ガバナンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス体制については、理事会、企画戦略室及び監査室を設置により強化。理事会においては、外部理事・監事(弁護士、公認会計士)による専門的な見地から内部統制が働く体制を構築。 ・企画戦略室を設置し、当センターにおける企画立案・調整を組織横断的に統括する体制を構築。さらに、企画経営部には、特に経営戦略に関する分析部門を設け、経営の安定、組織の活性化を目指し、さらに、病院経営や知財管理に精通した有識者を「総長特任補佐」として任用し、外部からセンター運営について助言を得る体制を整え、更なる組織の活性化に向けた取組を実施。 ・平成22年1月から、緩和ケア診療部長、消化機能診療部長、周術期診療部長、在宅医療支援診療部長の4名の特命診療部長を設置した。 また、平成23年4月から副院長2名の複数体制を取ることでガバナンスの一層の強化を図った。 <p>○職員教育</p> <p>①全職員を対象に、全職員を対象に、外部講師による経営分析をテーマにした会計研修を実施した。管理会計に関する知識の向上と、経営に関する関心を高めた。</p> <p>研修実績:平成23年7月15日 会計実務担当者を対象とした会計研修① 平成23年7月22日 会計実務担当者を対象とした会計研修② 平成24年2月10日から11日 事務職員を対象とした医療メディエーション研修 平成24年2月22日 全職員を対象とした経営分析に関する研修</p> <p><運営管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月次決算の制度を導入し、センターの財政状況を確認するとともに、早期に課題の把握とその対応が可能とする体制を構築。特に病院部門については、各診療科長以上による早朝月例会議を実施し、課題の共有化を推進し、経営改善を実施。 ・外部講師による経営改善セミナー、病院活性化対策、省エネ対応の啓発等を行い、職員意識の涵養に努めるとともに、外部委託契約等の継続契約についても、徹底した競争入札を行うとともに、契約期間中の変更契約(値引き交渉)を行うなど費用削減を実施。 <p><効率化目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成23年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、316,836千円となっており、国時代(平成21年度)の453,466千円と比べれば、136,630千円(30.1%)削減している。 <p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。</p> <p>○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。</p> <p>○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p> <p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○22年度より内部統制部門である監査室を設置し、独自の内部監査及び会計監査人、監事と連携してセンター業務における監査、指導を行った。</p> <p>①平成23年事業年度 内部監査 31回(但し、監事・監査法人との合同監査を含む)</p> <p>【実地監査】会計監査人と同一日程にて実施 平成23年9月29日、10月26日、11月7・17・22日、12月12・16日、1月13・16日、2月20・27日、3月19・26・30日、4月23日、5月17・18・22・23・28・30・31日、6月4・5・6・7・11・12日 (計28回)</p> <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約」「支払」「収入管理」「債権管理」「現金等管理」「固定資産の実査の検証」「小口現金及び切手類の管理」に関する事項を重点課題として監査 <ul style="list-style-type: none"> ・会計書類に関する取引の流れや証拠書類に関するサンプル調査 ・情報セキュリティ等の管理を調査 ・23年度末 実査・立ち会い・残高確認の実施 <p><監査結果></p> <p>監査結果を担当部署へフィードバックし、適正に処理するよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書の長期未渡しについて、毎月モニタリングするよう指導 ・固定資産管理プレートの貼付の徹底 ・棚卸しマニュアルの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学研究費補助金と文部科学省科学研究費補助金の執行について書類監査およびその是正【抜打監査】平成23年5月9日・21日 (2回) <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出決議書の確認・・・購入関係・見積書・納品書・請求書の確認 ・検収体制の確認 ・旅費・・・旅費支給額の確認、出勤簿の確認、出張伺い及び復命書の確認、添付書類の確認 ・謝金・・・出勤簿確認、作業内容確認、給与計算確認、給与台帳確認 ・収支簿と通帳の確認 <p><監査結果></p> <p>2件について、一部書類の不備があったため、臨時監査を実施。</p> <p>【臨時監査】平成23年8月17日 (1回)</p> <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費・・・旅費支給額の確認、出勤簿の確認、出張伺い及び復命書の確認、添付書類の確認 ・謝金・・・出勤簿確認、作業内容確認、給与計算確認、給与台帳確認 ・支出決議書の確認・・・請求書の確認 <p><監査結果></p> <p>修正の上適正に処理した。</p> <p>②書面監査・・・コンプライアンスの視点に基づく業務全般を網羅した内部監査指導要領による自己点検</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○受託研究規程を見直し、受託しやすい環境を整備することで共同研究の推進を図っている。</p> <p>知的財産の活用については、産学連携による研究を推進することにより、活用できる知的財産の創出に努めていく。なお、特許申請、特許放棄等については、職務発明等規程に定められた手続きに則って行われるものであり、外部有識者を含めた職務発明審査委員会による審議を経て行っているところである。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の特許出願件数17件 ・平成23年度の特許出願件数9件

基本方針の記載

具体的な見直し状況

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される評価委員会を設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。
 委員会の名称：長寿医療研究開発費評価委員会
 導入時期：平成22年4月
 委員名簿：
 (任期)自 平成24年 4月 1日
 至 平成26年 3月31日
 (専門委員)
 赤川 安正 広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授(顎口腔頸部医科学)
 石黒 直樹 名古屋大学教授(整形外科学)
 磯 博康 大阪大学教授(公衆衛生学)
 井藤 英喜 東京都健康長寿医療センター長
 岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科教授(神経病理学)
 梅澤 明弘 国立成育医療研究センター研究所生殖医療研究部長
 大内 尉義 東京大学教授(老年病学)
 太田 秀樹 およま城北クリニック院長
 垣添 忠生 日本対がん協会会長(終末期医療)
 金川 克子 神戸市看護大学学長(地域看護学)
 後藤 百万 名古屋大学教授(泌尿器科学)
 才藤 栄一 藤田保健衛生大学教授(リハビリテーション医学)
 高橋龍太郎 東京都健康長寿医療センター研究所副所長(社会科学系)
 武田 雅俊 大阪大学教授(精神医学)
 樋口 輝彦 国立精神・神経医療研究センター総長
 村山 繁雄 東京都健康長寿医療センター高齢者ブレインバンク研究部長
 山内 繁 早稲田大学研究推進部参与
 山崎 章郎 ケアタウン小平クリニック院長
 (行政委員)
 塚原 太郎 厚生労働省大臣官房厚生科学課長
 片岡 佳和 厚生労働省医政局国立病院課長
 福田 祐典 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
 宇都宮 啓 厚生労働省老健局老人保健課長
 評価委員会の開催実績：平成22年7月12日、平成23年2月23日、平成24年3月22日

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。
 ○ 研究課題及び評価方法等についてホームページ上で公表している。
 ホームページ上には、平成20年度からの研究開発費にかかる、課題番号、研究課題、研究代表者を公表し、各研究課題の研究報告書(研究目的、研究方法、研究結果、考察、結論、研究発表、知的財産権の出願・登録状況)を公開している。
 ○ 研究部門の評価については、外部の専門家を含む評価委員会において、原則として中期計画の中間評価及び計画終了後時期前に実施され、評価結果を公開することとしている。